

生徒指導必携

(改訂版)

理論編



平成19年3月

青森県教育委員会

まえがき

近年、少子化や核家族化、情報化社会等の進展により、児童生徒の価値観や行動様式が多様化するとともに、規範意識の低下などが指摘されております。こうした中、インターネット等を利用した問題事例など、生徒指導をめぐる新たな問題も生じていることから、生徒指導のより一層の充実が求められております。

このため、学校においては、社会生活の基盤となる基本的な生活習慣を児童生徒に身に付けさせるとともに、児童生徒との日常的な触れ合いの中で信頼関係を深め、内面理解に努めながら、児童生徒が学校生活に適応し心身ともに健やかで、明るく充実した日々を送ることができるよう指導・援助することが大切であります。

県教育委員会では、スクールカウンセラーや子どもと親の相談員等を配置するとともに、地区健全育成推進会議、地域生徒指導推進協議会などを開催し、家庭、地域、関係機関等との連携を図り、生徒指導の充実に努めております。

このたび、平成2年に刊行された「生徒指導必携」を改訂し、今日的な課題も加えて、生徒指導全般についての基本的な理論や知識について解説し理論編としてまとめた生徒指導資料を作成しましたので、各学校においては、日常の生徒指導の推進に役立てていただければ幸いです。

結びに、本書の作成に当たり御協力をいただいた方々に対しまして、心から感謝申し上げます。

平成19年3月

青森県教育庁

義務教育課長 山谷 龍一

目 次

第1章 生徒指導の意義とねらい	1
1 生徒指導の意義	1
2 生徒指導のねらい	2
3 生徒指導の機能	2
4 生徒指導の課題	3
第2章 生徒指導体制	4
1 学校における生徒指導体制	4
2 生徒指導の組織とその運営	7
3 組織的な生徒指導のための教職員の役割	8
4 生徒指導のための教職員の研修	12
第3章 生徒指導計画の作成	14
1 生徒指導計画の意義	14
2 生徒指導の全体計画	14
3 生徒指導計画作成の原則	14
4 生徒指導計画作成の時期	14
5 生徒指導計画作成に当たっての基本的な方針	14
6 生徒指導計画に必要な内容と配慮すべきこと	15
7 生徒指導の全般的な評価	16
第4章 教育課程と生徒指導	17
1 教育課程と生徒指導	17
2 教科指導と生徒指導	17
3 道徳教育と生徒指導	19
4 特別活動と生徒指導	20
5 総合的な学習の時間と生徒指導	21
6 課外活動と生徒指導	22
7 命を大切に作る心を育む指導	23
第5章 特別支援教育と生徒指導	25
1 特別支援教育との関連	25
2 学習障害（LD）等の児童生徒の理解	25
3 学習障害（LD）等の児童生徒への支援	27
第6章 学級（ホームルーム）経営と生徒指導	30
1 生徒指導を推進する学級（ホームルーム）経営	30
2 学級（ホームルーム）担任の行う生徒指導	30

第7章 児童生徒理解と生徒指導	33
1 児童生徒の発達課題	33
2 発達課題の特性	33
3 学校種別にみた発達課題	33
4 児童生徒理解の必要性	36
5 児童生徒理解の方法	36
6 児童生徒理解の深化	39
第8章 学校における教育相談	40
1 学校における教育相談の意義	40
2 学校における教育相談と生徒指導との関連	40
3 学校における教育相談の推進	40
4 学級（ホームルーム）担任が行う教育相談	40
5 スクールカウンセラー等との連携	42
第9章 学校における問題行動等への対策	44
1 問題行動と非行	44
2 問題行動等への対策とその留意点	45
3 出席停止	49
4 学校における問題行動等への対策の限界	51
5 関係機関との連携（情報連携から行動連携へ）	52
第10章 家庭・地域社会との連携	57
1 家庭環境が児童生徒に及ぼす影響	57
2 家庭状況の把握と方法	57
3 家庭との連携の深め方	58
4 連携を深めるための基盤づくり	58
5 地域社会との連携の深め方	59
第11章 学校での安全教育	61
1 学校安全の定義	61
2 学校における安全教育	61
3 安全教育の目標及び内容	62
4 学校における安全管理	64
5 安全指導と安全管理における組織活動	65
6 不審者への対応	67
第12章 近年の新たな問題への対応	71
1 児童虐待への対応	71
2 児童虐待とドメスティックバイオレンス（DV）	73
3 インターネットや携帯電話等の使用についての対応	74
生徒指導推進要綱	79

第 1 章 生徒指導の意義とねらい

生徒指導とは、すべての児童生徒のそれぞれの人格のよりよい発達を目指すものです。

1 生徒指導の意義

小学校、中学校、高等学校の学習指導要領では、それぞれ以下のように示しています。

小学校学習指導要領 第 1 章総則第 5 - 2 (3)

日ごろからの学級経営の充実を図り、教師と児童の信頼関係及び児童相互の好ましい人間関係を育てるとともに児童理解を深め、生徒指導の充実を図ること。

中学校学習指導要領 第 1 章総則第 6 - 2 (3)

高等学校学習指導要領 第 1 章総則第 6 款 5 - (3)

教師と生徒の信頼関係及び生徒相互の好ましい人間関係を育てるとともに生徒理解を深め、生徒が自主的（主体的）に判断、行動し積極的に自己を生かしていくことができるよう、生徒指導の充実を図ること。

※（ ）は高等学校

さらに、その解説では、

<小学校>

「生徒指導は、児童一人一人の人格を尊重し、個性を生かしながら、社会的資質や行動力を高めるように指導、援助することである。」

<中学校>

「生徒指導は、すべての生徒のそれぞれの人格のよりよき発達と学校生活がすべての生徒にとって有意義で興味深く、充実したものになるようにすることを目指すものであり、単なる生徒の問題行動への対応という消極的な面にとどまるものではない。」

<高等学校>

「生徒指導は、教育活動のすべてにおいて、その教育活動の目標を達成していくための基盤であり条件整備の役割を果たすものといえる。また、生徒指導のねらいとして自己指導能力と自己実現のための態度や能力の育成があり、さらに、生徒指導には集団場面と個人場面との二つの指導の形態が考えられる。」と述べています。



2 生徒指導のねらい

生徒指導とは、一人一人の生徒の個性の伸長を図りながら、同時に社会的資質や能力・態度を育成し、さらに将来において社会的に自己実現ができるような資質・態度を形成していくための指導・援助であり、個々の生徒の自己指導能力の育成を目指すものである。

－文部省『生徒指導資料第20集』（1988）－

つまり、生徒指導は単なる問題行動への対応ではなく、一人一人の児童生徒の健全な成長を促し、自己実現を図っていくための自己指導能力の育成を目指すものであり、反社会的行動や非社会的行動のみへの対応ではなく、すべての児童生徒の中に自己指導能力を育成することにあります。これを消極的生徒指導に対して積極的生徒指導と呼んでいます。

3 生徒指導の機能

生徒指導のねらいである「自己指導能力」を育成していくためには以下の「生徒指導の機能」を生かすことが必要です。

(1) 児童生徒に自己存在感を与えること

教師が児童生徒一人一人をかけがえのない存在として捉え、一人一人の存在を大切に指導することです。

(2) 共感的人間関係を育成すること

教師と生徒が相互に人間として無条件に尊重し合う態度で、相互の自己開示により共感的に理解し合う人間関係を築くことです。

(3) 自己決定の場を与え、自己の可能性の開発を援助すること

児童生徒が、判断や行動の選択・決定、そして実行に責任をもつ場をできるだけ多く用意し、児童生徒がより適切に自ら判断して責任のある行動をとれるようにすることです。

以上の3つの機能は、日常の授業でも大切な要素となることから、次の視点からの授業づくりが求められます。

○自己存在感を与えるために

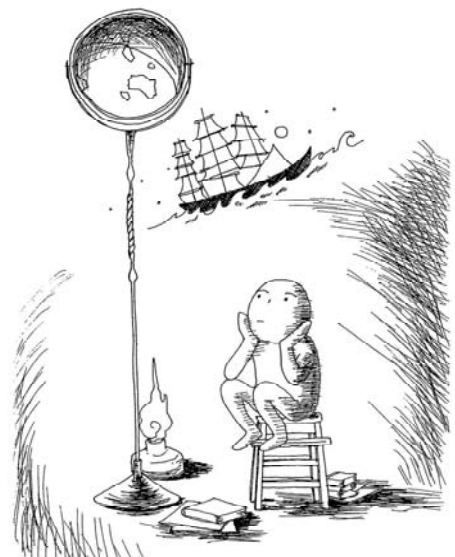
学ぶ楽しさや成就感を味わう授業

○共感的人間関係を育成するために

お互いに認め合い、学び合う授業

○自己決定の場を与えるために

課題の追求、判断、表現、解決をする授業



そして、さらに、この3つの機能を支える教師の手段として、次の2点があげられます。

- 児童生徒理解の方法の習得 … 観察、検査、調査、日記等
- 個とつながる方法の習得 … 個人とのノート交換、通信等

4 生徒指導の課題

生徒指導の問題が多様化していることは、児童生徒の成長を取り巻く環境や児童生徒自身が抱えている課題が、複雑化・多様化していることと関係しています。児童生徒自身は、一人一人のもつ生得的な要因と、家庭・地域・学校・社会等の環境的な要因などが相互に、そして複雑に作用しながら成長していきます。また、昨今の生徒指導上の様々な問題は、これらの様々な要因が複雑に絡み合っていて発生しているものと考えられます。

このことから、生徒指導上の課題として次の4点があげられます。

(1) 生徒指導の機能を生かした教育実践

自己決定の場を用意し、自己存在感を与え、共感的人間関係を育成するといった3つの機能を各教科、道徳、特別活動など教育課程のすべての領域及び給食、清掃などのすべての学校教育の場に作用させていくこと。

(2) 児童生徒の自己指導能力を育成する指導体制の充実

児童生徒一人一人が持っている自己実現へ向けた資源・資質を見出し、それに対応するための生徒指導として積極的な生徒指導を推進する体制をつくること。

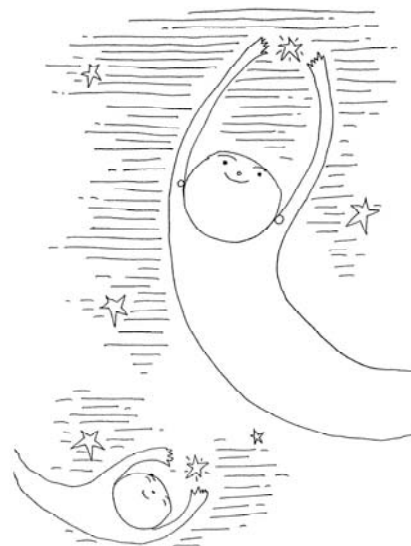
(3) 確かな児童生徒理解を軸にした教育相談

児童生徒一人一人の正しい内面理解に基づいて個別の教育的ニーズを的確に捉え、個々の成長する力に信頼をおいた指導・援助を進めていくために、教師はカウンセリングの技能とカウンセリング・マインドを備えることに努めるとともに、教師、保護者間の連携を密にしていくこと。

(4) 家庭や地域等との有機的連携

家庭や地域を巻き込み、地域の教育的・社会的資源を活用した支援体制づくりに努め、広い視野に立った生徒指導を推進すること。

さらに、健全育成を推進するネットワークの構築と関係機関等との行動連携を実現していくこと。



第2章 生徒指導体制

生徒指導の充実を図るためには、教職員が足並みをそろえて一致協力して指導に当たれるよう、生徒指導体制の確立が極めて重要です。

1 学校における生徒指導体制

生徒指導体制とは、生徒指導部、生徒指導係という組織面のみを指すものではありません。一般的には、もっと広く生徒指導を行うために教育計画に沿って作られた生徒指導方針、生徒指導組織、生徒指導計画、生徒指導方法等の基本的な構想や、実際に教職員が生徒指導を行う時の姿勢など、全体的な仕組みや機能を含めます。

生徒への指導に当たっては、今までの指導方法等が今日の激動する社会において通用しにくい場面がみられるようになってきました。

したがって、全教職員が指導内容や指導方法等について共通理解し、指導のぶれが生じないように一致協力して指導に当たれるよう、校内の指導体制の確立を図ることが必要です。

(1) 生徒指導体制の必要性

生徒指導は学校教育の目標を達成するための重要な機能の一つで、児童生徒一人一人の社会的な資質や能力、態度などを習得・発達させる大切な役割があります。

そこで、全教職員で生徒指導体制を組んで、特に次のことに留意しながら進める必要があります。

ア 教育目標を達成するために

すべての児童生徒の人格がよりよく発達するよう指導・援助することが教育目標を達成することにつながります。

そのためには、すべての教職員が教育目標を理解し、教育活動の中で自分の果たすべき役割は何か、また、どのような役割が分担されているのかを自覚し、指導・援助に当たることが大切です。

イ 全教職員の共通理解を図るために

それぞれの教職員が、個々に自分の思いのままに指導していたのでは、教育効果が上がらないばかりでなく、学校としての秩序が保たれません。生徒指導を進めるためには、全教職員の共通した理解と協力が必要となります。

そこで、職員会議や校内研修などいろいろな機会に生徒指導体制を確認し、確立していくことが共通理解を図ることにつながります。

ウ 学級（ホームルーム）、学年、学校経営の一貫性を図るために

各学級（ホームルーム）担任の個性や独自性を尊重することは大事ですが、学校の教育目標を達成するには学校経営の方針をよく理解し、組織的、計画的に生徒指導を進めることが大切です。そのためにも、学級（ホームルーム）経営においては、他の学級（ホームルーム）や学年、学校経営との調和を図りながら進める必要があります。



(2) 生徒指導体制の確立

生徒指導体制そのものの課題は、方針、組織、計画、方法、施設設備、運営などさまざまありますが、特に、実際に教職員が生徒指導を行う時の教職員間の協力的な指導体制について心得るべきことを次に述べます。

ア 生徒指導のためのリーダーシップ

生徒指導を組織的、計画的に進めていくためには、校長をはじめ、教頭や主任等のリーダーシップを欠かすことはできません。教育活動の実施に当たっては、生徒指導主任等が指導組織や指導の在り方を積極的にまとめあげていく努力が必要です。

イ 全校指導体制の確立

学年内の問題が学年内だけで処理されるだけでなく、関係する分掌等の中で、連絡や話し合い等をもちながら共通理解を図り、学校全体としての生徒指導の機能が生かされるようにすることが大切です。

ウ 学年・学級（ホームルーム）間の協調

指導の方針が学年や学級（ホームルーム）間で食い違っていたり、指導の仕方に違いがあったりすることのないように、一貫した指導理念や同一歩調で取り組むことが必要です。そのためには、絶えず学年、学級（ホームルーム）間の協調を図ることが必要です。

エ 実践のための共通理解

教職員間で指導上の考え方や児童生徒に対する理解の仕方が異なっていたりした場合は、指導の徹底を欠くこととなります。生徒指導は実践活動ですから、共通理解が特に必要です。

たとえば、学校行事等についても、仮にその計画が生徒指導の係によって立案されたものであったとしても、関係する教職員の全員が関心を示し、確かなものにしていかなくてはなりません。行動場面で意志統一しながら当たることで共通理解が図られます。

(3) 各学校段階における生徒指導体制の在り方

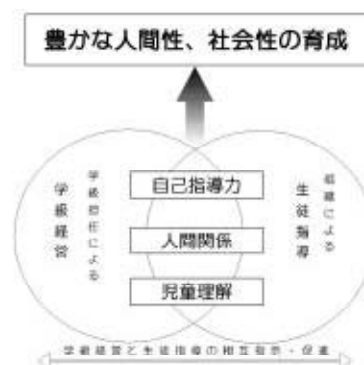
児童生徒の変化、家庭や社会が変化しつつある現在、生徒指導体制の見直しは各学校段階に共通して求められている課題と言えます。ここでは、今日的な課題として、各学校段階の特質や児童生徒の発達段階などを考慮した生徒指導体制の在り方について述べてみます。

ア 小学校の生徒指導体制

① 学級経営と生徒指導の相互支持・促進による生徒指導体制の充実

小学校では、生徒指導においても学級担任による学級経営の意義や利点を生かした取組みが必要です。

同時に、担任の思い込みや抱え込みに陥ることなく、児童の豊かな人間性、社会性を育成していくためには、学校全体として生徒指導の充実・強化を図ることも必要です。



② 児童理解の深化と規範意識の育成

児童の心や行動が見えにくい状況が一層広がりつつあります。規範意識を育成するうえで、子ども達の心や行動の実態を十分に把握しなければ、子どもの内面を揺り動かす指導はできません。

子ども達の悩みや不安、保護者の子育て不安なども考慮しながら、社会的ルール・マナーの意味やその大切さを子ども自身が実感していく学校の生徒指導体制を進めていくことがより必要です。

イ 中学校の生徒指導体制

① コーディネーター機能を生かした生徒指導体制の充実

問題行動等が発生した場合などには、情報から見えてくる課題を情報交換のみで終わると効果的な指導はできません。

生徒指導主事が指導全体をコーディネートし、課題を共通理解した上で具体的な役割分担をするなどして、協同的な取組みをすることが大切です。

② 生徒個々に対するきめ細かな指導と社会的ルールや責任感の習得

人間関係の希薄化が進む中、複数の視点できめ細かく見守ることができる校内指導体制が求められています。

同時に、日常の集団生活の中で生徒個々がルールを守ることの必要性を認識させるなど、規範意識の醸成を図り、規則違反や問題行動に対しては、どの教職員でも指導ができる体制をつくるとともに、学校教育と家庭教育が相互補完的に協力体制をつくるのが大切です。

ウ 高等学校の生徒指導体制

① 教職員の共通理解・共通実践の深化と生徒指導体制の充実

高等学校では、学校規模の大きさや教育内容の専門分化などにより教職員の意見がかみ合わなかったり、指導効果が上がらなかったりする状況が見られます。

そこで、生徒指導の共通実践のためにも全体構想を明らかにすることが重要です。構想内容は基本的には「教師の基本的な態度」、「目標及び重点項目」、「組織及び運営上の配慮事項」、「家庭や関係機関等との連携方針」などが考えられます。

② 規範意識の向上

日ごろから「社会で許されない行為は子どもでも許されない。」といった毅然とした指導方針を示し、「社会の一員」としての責任と義務を啓発していくことが重要です。

(4) 幼保・小・中・高等学校間を通じた一貫した指導

生徒指導上の諸問題に対する未然防止の取組みは、事後対応の取組みと比べると十分に進んでいない現状にあります。

また、新入生は進学時における学校生活の環境の変化に適応できず、不適応を起こすことがあります。

そこで、校種間で連携を図り未然防止の取組みを行うとともに、従来の事後対応の取組みと併せて一貫した教育を推進することで、不適応を起こす児童生徒の減少が期待できます。校種間の連携を図る上で、生徒指導にかかわる内容では一般的に次のような連携が考えられます。



ア 基礎的情報の提供・収集

- ① 卒業（卒園）する幼児児童生徒の情報を進学先の学校へ提供する。
- ② 必要に応じて、卒業（卒園）後も校種間を越えて情報交換をする。
- ③ 生徒指導連絡会等により情報交換を行う。
- ④ 場合により問題行動発生後に、校種間を越えて合同で事後処理にあたる。

イ 教育内容の連携と教員の研修、体験

- ① 教育課程等を相互理解し、継続的な生徒指導のための指導項目等を確認する。
- ② 教育内容や指導方法について合同で研修を行ったり、合同授業を体験したりして相互理解を深める。

ウ 幼児児童生徒の交流

- ① 進学先でのガイダンスの機能を生かした事前の諸活動を通じて、進学に伴うストレスの軽減を図る。
- ② 合同の行事や招待行事を実施し他者への思いやりや社会性を育む。

エ 保護者や地域との交流

- ① 校種間の連携について保護者や地域に情報発信し、地域の行事に合同で参加したり、地域の施設を利用したりする。
- ② 子どもの安心安全のための取組みを、学校を中核に地域をあげて行う。

2 生徒指導の組織とその運営

学校には、教務、生徒指導、進路指導などさまざまな分掌や組織があります。生徒指導は校務分掌として設けられた生徒指導部の生徒指導係に所属する教師や学級（ホームルーム）担任の教師だけによって進められるものではありません。クラブ活動、部活動の教師、養護教諭等のすべての教職員が生徒指導にかかわっています。

(1) 生徒指導部の役割

学校全体としての生徒指導体制を整備し、生徒指導上の諸問題について研究を行い、全教職員に情報提供したり、他の教師の生徒指導上の相談に応じたりします。一般的に、次のような役割があります。

ア 生徒指導に関する全体計画の立案及び推進のための諸条件の整備

計画の立案や実施に当たって必要となる資料などを収集・整理したり、計画の実施に当たって必要とする備品を整備したりします。

イ 生徒指導に関する各種の連絡協議会の計画

生徒指導部としての会合が形式的になったり、欠席者が多くなったりしないように、全校的な立場から、運営の適正化を図ることが大切です。

ウ 生徒指導の計画やその推進に関する評価と改善

直接的な指導の結果についての評価ばかりでなく、指導のための組織、計画、それらの運営等における障害や盲点を発見するように努め、分析を行うことによって、指導体制の整備を図ることが大切です。

エ 生徒指導に関する校内諸規定の整備

校内における諸規定の中に生徒指導にかかわるものがたくさんあります。生徒指導部が中心となり、各種の規定を整備し、適切な運用を図ることが大切です。

オ 学校内外との生徒指導に関する連絡調整

- ① 校内の他の校務分掌間や学年間の連絡調整
- ② 外部の関係機関との連携
- ③ 生徒指導にかかわる校内研修の計画・実施

(2) 生徒指導部の組織化に当たっての留意点

生徒指導部の組織の形態は、学校全体の校務分掌からみて、均衡がとれており、組織漏れや重複がないようにすべきです。そのために、次のようなことに留意し、組織づくりを行うようにします。

- ア 学校での生徒指導上の重点事項や課題を明確にし、指導のための基本構想を確立した上で組織すること。
- イ 学校の特色を生かし、できるだけ単純かつ明確で、実践的な組織を考えること。
- ウ 生徒指導部としての役割や機能を十分に考え、係の合理的な設定を行うこと。
- エ 各係の担当者を決めるときには、各教師の特性、担当学年、担当教科などに配慮すること。
- オ 生徒指導部として、協力的な指導ができるよう係間の連絡が密になるように配慮すること。
- カ 各係は、仕事が網羅的になったり、従来からの慣例に頼ったりすることなく、全体としての調和を大切にすること。
- キ 一般的な指導の流れや緊急時の役割分担などを図式化したりマニュアル化したりして、円滑に対処できるようにしておくこと。

(3) 生徒指導部の運営の在り方

生徒指導部の組織が学校の規模等によってさまざまな特色が見られるように、運営に当たっても、学校の特色が出るようにすることが必要です。そのため、次のような配慮が大切です。

- ア 各係の役割と責任を明確にすること。
- イ 各教師の特性を生かした組織が必要であること。
- ウ 弾力性のある効果的な運営を旨とすること。

3 組織的な生徒指導のための教職員の役割

生徒指導においては、児童生徒の実態をいろいろな面から、総合的に把握し、一人一人の個性を伸ばすことが大切です。

そのためには、校長をはじめとする全教職員が、それぞれの役割をしっかりと理解して指導に当たることが大切です。主な役割は次のとおりです。

(1) 校長及び教頭の役割

生徒指導上での校長及び教頭の役割は、全教職員の生徒指導に対する考え方を確かめ、実践への意欲を向上させ、すべての教育活動の中で生徒指導の機能が生かされるように指導することです。その役割はきわめて重要です。

ア 指導方針の明確な位置付け

学校経営方針の中に生徒指導の方針を明確に位置付け、それをもとに、生徒指導主事が生徒指導に関する具体的な年間指導計画を作成し、校内研修や職員会議等の場を通じ、全教職員の共通認識を図ることが必要です。

その際には、教務主任及び生徒指導主事の助力を得て、生徒指導だけでなく、教科指導等を含めて学校教育全体の活動を有機的に関連付けするよう配慮することが重要です。

イ 役割分担の明確化

校務分掌を決め、役割分担を明確化にし、

- ① 生徒指導主事（主任）を中心として生徒指導主事の動きに全教職員が一致団結して協力すること。
- ② 生徒指導は生徒指導部だけではなく学校全体で取り組むべきものであること。
- ③ 特に、日常的な指導の中では、学年主任を中心に各担任が生徒指導主事に積極的に協力すべきこと。

などを明示することが必要です。

ウ 共通理解を図るための場の設定

校内の全教職員の共通理解と役割分担を明確にすることが重要であるため、職員会議や校内研修の場を設定し、生徒指導主事が生徒指導の方針等について説明等が行えるように配慮します。

エ 関係機関との連携

就任した直後のできるだけ早い段階で、地域の関係機関との人間関係作りに努めることが重要です。また、関係機関等に対しては、学校だよりを送付するなど、日頃から学校の教育活動への理解増進を図ることが重要です。

関係機関等との連携は、単に生徒指導のみならず、子どもたちの安全対策、総合的な学習の時間等の教科指導、職業体験等の進路指導等の学校内の他の教育活動にも応用できるものであり、学校の教育基盤を強化することにつながる効果があります。

生徒指導主事等が、地域の関係機関との人間関係作りを行う場合においては、その勤務時間や授業の組み替え等時間管理上の配慮を行ったり、他の教職員からの理解を得るなどの環境作りを行うことが重要です。

オ 保護者や地域の関係者への周知等

年度初めのできるだけ早い時期に、学校評議員や保護者会等を通じて、校則等の学校の決まりについて周知を図り、共通理解を図ることが重要です。また、生徒指導方針と生徒指導に関する取組み、学校に対して相談等があった場合の相談経路等について説明することが必要です。

(2) 生徒指導主事（主任）の役割

学校教育法施行規則第52条の2によると「生徒指導主事は、校長の監督を受け、生徒指導に関する事項をつかさどり、当該事項について連絡調整及び指導、助言にあたる。」こととされています。

生徒指導主事（主任）は、学校における生徒指導を組織的・統一的に運営していくための中心となる



者で、校長の命を受けつつ、全教職員が一体となって生徒指導に取り組むための要であり、主として、次のような役割をもつものと考えられます。

ア 校長のリーダーシップの下、生徒指導部をとりまとめ、生徒指導に関する年間指導計画を作成すること。

年間指導計画の作成に当たっては、学校全体の計画に、生徒指導上の取組みに関する年間指導計画を明確に組み込むことが重要です。その際には、

- ① 日常的な指導との関連性に配慮すること。
 - ② 児童生徒の発達段階や学校・家庭・地域等の実態を踏まえて計画されていること
 - ③ 家庭・地域等への広報を通じて周知されていること。
- などにより、その実施がより一層効果的なものとなります。

イ 生徒指導の取組みに関して、職員会議や校内研修等を通じて校内のすべての教職員の共通理解を図ること。

また、全教職員の共通理解の下、生徒指導に関して全教職員をリードし、校内の生徒指導体制を整備すること。

生徒指導については、生徒指導主事（主任）の方針にしたがって、各学年主任を中心に各担任が積極的に協力し、日常的な指導の中で実践していくことが重要です。

また、生徒指導主事（主任）は、職員会議や校内研修の場を活用して、生徒指導の方針等についての理解増進、全教職員に対して意識の共有化を図ることが重要です。

ウ 地域の関係機関との連携の促進を図ること。

生徒指導主事に就任した後は、生徒指導計画の策定や校内体制の整備等校内体制を整えた後に、学校の実情に応じて、できるだけ早く地域の関係機関等に出向き、人間関係作りを行うことが求められます。

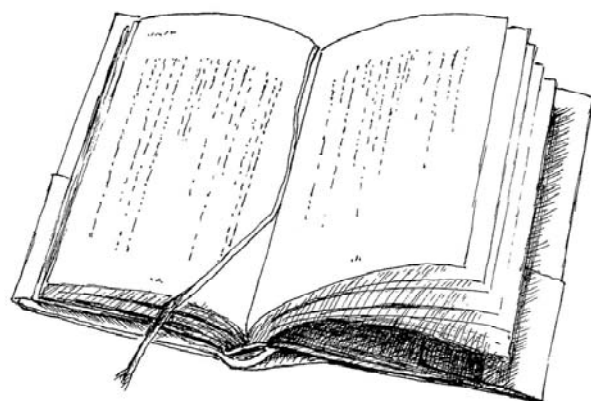
関係機関等の例としては、警察署、保護司会、民生委員・児童委員、児童相談所や子ども家庭支援センター等の児童福祉施設、精神保健福祉センター等の保健・医療関係機関、また、町会等の自治会などがあげられます。

エ 非行防止教室の開催等、規範意識の向上を図る指導や体験活動等を通じた人間関係作りなどの予防策に関して企画・運営を行うこと。

日頃からの人間関係作りをもとに、地域の関係機関と連携した児童生徒の規範意識の醸成を図ることが可能となるとともに、例えば、非行防止教室を実施する上での協力を円滑に得られたり、児童生徒の問題行動等に対応するためのサポートチームの形成においても円滑な連携が可能となるなど、さまざまな立場からの支援等を受けることができます。

オ 教育相談体制を整備すること。

カ 問題行動等への対応に関して、校内・校外のコーディネーターとして関係者間の連絡・調整を図ること。



キ 保護者や地域等に広報活動を行うこと。

学校の生徒指導の取組みに関しては、保護者会や学校だより等を通じて保護者等に対して周知を図り、学校の活動に対する理解を増進するとともに、家庭での教育においても足並みを合わせた指導をしてもらうよう働きかけることが非常に重要です。

具体的には、校長のリーダーシップの下、生徒指導主事が中心となって、年度はじめのできるだけ早い時期に、保護者会等を通じて、校則等の学校のきまり、生徒指導方針、生徒指導の取組み、学校への相談等がある場合の相談系統について説明することが必要です。

また、各家庭での教育について働きかけ、理解してもらう事項は多岐にわたりますが、それらが実施できないような家庭がありうる場合を考え、あらかじめ、保護者全体に、地域の関係機関または家庭教育に関する相談機関の一覧を紹介しておくことも一つの工夫として考えられます。

ク 事後の評価・検証を行うこと。

実践状況については、年度末に生徒指導主事が中心となって評価する必要があります。その際、事後（場合によっては事前）に、教職員または児童生徒等に対してアンケート調査を実施することが重要です。また、評価・検証した事項については、次年度の改善に活かしていくことが大切です。

(3) 学年主任の役割

学校教育法施行規則第22条の3によると、「学年主任は、校長の監督を受け、当該学年の教育活動に関する事項について連絡調整及び指導、助言に当たる。」となっています。

学年主任は学年の生徒指導を組織的、継続的に運営していくための中心となる者で、次のような役割が考えられます。

ア 学年の生徒指導についての方針や計画を立て、指導の重点や内容などを明らかにすること。

イ 学年全体の足並みをそろえた生徒指導を進めるための連絡・調整に当たること。

ウ 学級（ホームルーム）経営は、生徒指導充実の基盤となるので、積極的に学級（ホームルーム）担任の指導・助言に当たること。

エ 学級担任が問題を抱え込まないように適切な援助を行うとともに、場合によっては、直接、児童生徒の指導に当たること。

(4) 学級（ホームルーム）担任、教科担任の役割

児童生徒と接触する機会に恵まれていることを生かし、一人一人の個性や家族の事情、人間関係等の把握に努め、学年の方針や計画に基づき、以下のことに配慮しながら、自己指導能力の育成に当たることが大切です。

ア 児童生徒が自主的に活動できるようにすること。

イ 児童生徒一人一人をよく理解することに努め、信頼関係を深めながら指導すること。

ウ 児童生徒一人一人が個性豊かに成長するように学級集団の育成を図ること。

エ 日常の触れ合いをとおして、一人一人の児童生徒が抱えている問題を把握するように努めること。

オ 他の教師と連絡を密にし、援助や助言を受けながら指導すること。

カ 資料の収集や分析をし、指導の方針を立てるようにすること。

(5) 養護教諭の役割

養護教諭は、平素、児童生徒の健康を保持増進するための活動に努めていますが、次の点を考慮する必要があります。

- ア 学級担任へ児童生徒に関する情報など提供すること。
- イ 児童生徒の身体上、健康上の情報収集に努め、学級担任へ提供すること。
- ウ 児童生徒との触れ合いを多くし、問題行動等の早期発見に努めること。
- エ 学年会議などに参加し、問題解決のための指導・助言を行うこと。
- オ 学級担任との協力の下、問題を抱える児童生徒とのかかわりを持つこと。

(6) 教職員間の共通理解

性別、年齢、個性や価値観、信条などの異なる教師が、同一歩調で生徒指導を進めるには困難を伴うことがあります。

しかし、一つの指導方針に基づき、一人一人が役割分担をしながら、共通の目標に向かっていくことによってお互いの理解が深まります。

ア 共通理解を深めるための機会

生徒指導を進めていくためには、あらゆる機会を通じて、全教職員の共通理解を図っていく必要があります。多くの学校で持たれている次のような機会や場をとらえて、共通理解を一層深めることが大切です。

- ① 学年会議、生徒指導部会議、分掌主任会議、学年主任会議
- ② 職員会議、職員朝会
- ③ 生徒指導に関する校内研修会
- ④ 共通テーマを持っての出張研修（学校視察等）
- ⑤ 学校行事等の諸準備と実施
- ⑥ P T A総会や学年P T Aのための事前協議、P T A関係諸連絡
- ⑦ 生徒指導計画を立てる際の各分掌からの参画
- ⑧ 生徒指導の重点方針を策定し、その分担と協力体制を確立するための協議会
- ⑨ 問題発生時の連携と事後指導のため連絡協議

イ 共通理解を深めるための留意点

ここでは、全教職員が本音で話し合える雰囲気づくりに努め、相互の信頼関係を確立するための配慮事項をあげます。

- ① 全教職員の共通理解と協力の実態を、学校評価の項目として取り上げること。
- ② 全体計画は全教職員の協力により作成、検討すること。
- ③ 生徒指導組織の編成に際し、全教職員で役割を分担し合い、相互の連絡と協力が保てるようにすること。
- ④ 組織と運営の在り方については弾力的にとらえ、状況に応じて絶えず見直しを図るなど、その改善に努めること。
- ⑤ 学校環境の整備・充実について共通理解を図ること。

4 生徒指導のための教職員の研修

全教職員が一貫した指導理念と同一歩調で生徒指導に当たるためには、計画的、組織的な研修をとおして共通理解を図っていくことが大切です。

一般に学校内で行われている研修では、次のようなことが大切です。



- (1) 学校内で行われている主な研修
- ア 生徒指導全般についての研修
 - イ 教育相談に関する技能を高めるための研修
 - ウ 一人一人を生かすための学級（ホームルーム）づくりについての研修
- (2) 活発な討議が行われるための工夫
- ア 問題によっては、小集団による討議が効果的です。
 - イ 教育相談の記録をもとに、自由な討議を行うことも効果的です。
 - ウ 具体的な事例をもとに、一人一人の教職員が指導の方法などについて協議し合います。この場合、秘密の保持について十分な配慮が必要です。
- (3) 研修を進めるに当たっての留意点
- ア 研修を推進する計画を立て、組織的に行うこと。
 - イ 校内研修の年間計画の中に、生徒指導に関する研修会を位置づけ、時間や予算をあらかじめ確保すること。
 - ウ 全教職員の意識と実践意欲の向上に結び付く研修内容の検討。
 - エ 外部からの講師を招くなど、研修の方法や形態についての工夫。



第3章 生徒指導計画の作成

生徒指導を組織的、計画的に進めるには、学校の実態や課題に即した指導計画が必要です。

1 生徒指導計画の意義

生徒指導を組織的、計画的に行うためには、体系的、総合的な計画が不可欠です。全教職員が共通理解し、それぞれの立場で分担し合って生徒指導を推進していくために、目的や目標を設定し、組織、計画、施設、運営や分担を明確にした生徒指導計画を立てることが必要です。

2 生徒指導の全体計画

生徒指導を円滑に進めるためには、各学校の教育目標の達成に向けて、さまざまな教育活動のねらいや位置付け、教職員や関係者の役割を明確にしなければなりません。

このようなことから、学校の実態や課題に即して、生徒指導を効果的に進めていくための生徒指導に関する全体計画が必要となります。

3 生徒指導計画作成の原則

生徒指導計画には、その学校の生徒指導の基本的な構想（理念、基本方針、目標などを含む）を中心とした全体計画と、各学年・学級（ホームルーム）担任等が作成する指導計画のような部門・分野別の計画があります。

前者は、校種や規模の大小にかかわらず、ほぼ同程度のものとなりますが、後者は、校種や規模、学校の特色によって違いが生じてきます。

いずれの場合も、児童生徒等の実態をもとに、どのような指導により、どのような資質等を児童生徒に身につけさせたいのかを十分に考慮しながら作成することが大切です。



4 生徒指導計画作成の時期

次年度の生徒指導の全体計画は、その年度内の反省及び評価に基づいて、基本方針や目標などのおおよその骨格を設定するようにします。

新年度当初には、教育目標や校長の示す学校経営の方針に従い、児童生徒の実態に即した生徒指導の方針及び実践内容について全教職員が共通理解を深め、学年・学級（ホームルーム）等の部門別の指導計画に、具体的に反映させることが必要です。新年度を迎える直前や新年度に入ってから、あわただしく生徒指導計画の方針や目標を設定することがないように、前年度の評価や、事後の検証をもとに計画を立てることが大切です。

5 生徒指導計画作成に当たっての基本的な方針

計画作成に当たっては、生徒指導計画の意義を踏まえながら、次のような基本的な方針が貫かれていることが大切です。

ア 児童生徒一人一人を大切にし、個性を十分伸長させるものであること。

- イ 児童生徒理解を積極的、具体的に進めるものであること。
- ウ 一人一人の児童生徒がより良く活動できるものであること。
- エ 学校におけるすべての教育活動の中で、生徒指導のねらいが十分生かされているものであること。
- オ 児童生徒の発達段階や学校、地域の実態に基づき、学校の創意工夫を生かしたものであること。
- カ 児童生徒の独自性と主体性が尊重されたものであること。

6 生徒指導計画に必要な内容と配慮すべきこと

どのような内容を盛るかは各学校の実情，児童生徒の実態，保護者の希望，地域の実情などにより異なりますが、一般的には次のようなことがあげられます。

(1) 全体計画

- ア 学校の教育目標や経営方針を受けて、児童生徒の実態を考慮しながら生徒指導の重点目標、基本方針等。
- イ 児童生徒の実態、問題点、指導上の留意点などを考慮した具体的な実践目標。
- ウ 実践目標を具体化するための手立て。

(2) 部門別計画

- ア 各部門の生徒指導において果たす役割及び具体的な方法。
- イ 全体的な教育活動との調和を考慮すること。
- ウ 前年度の評価や検証を活用すること。
- エ 年度の途中でも改善できるよう弾力的であること。

(3) 生徒指導計画の作成に当たっての配慮

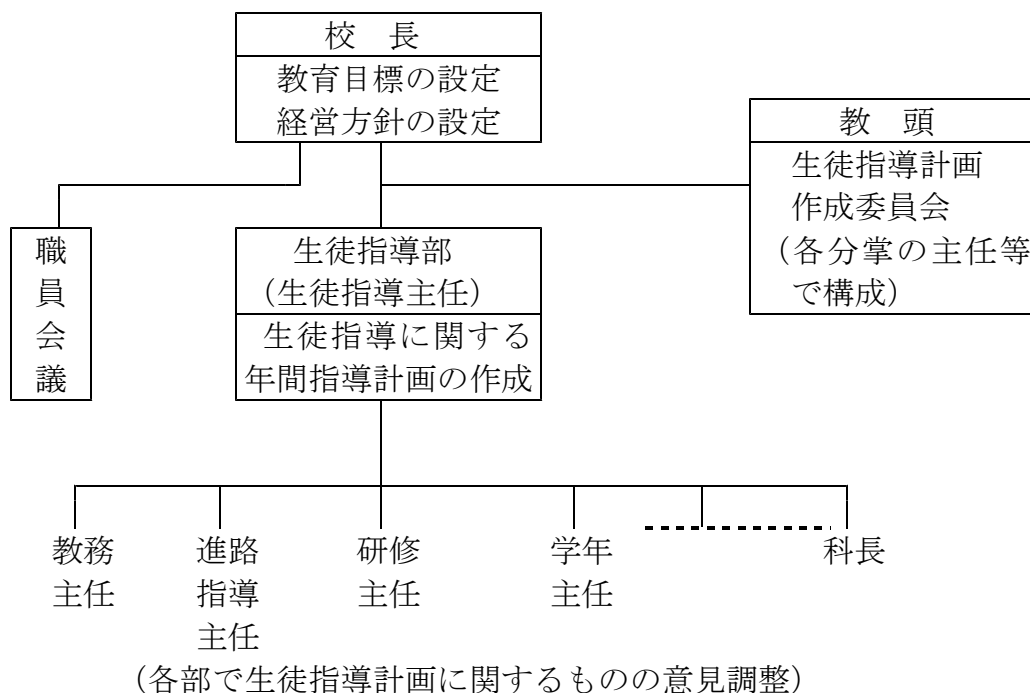
学校においては、自校の問題解決のために、独自の指導計画を作成することが多いことから、その作成過程を一概に論じることはできませんが、一般的には次のように考えられます。



生徒指導は、学校の教育目標を達成するための重要な機能の一つですから、学校のすべての教育活動をとおして行わなければなりません。

従って、生徒指導の全体計画の作成に当たっては、単に生徒指導部のみで原案を作成することなく、教務部、進路指導部、各学年などの他の分掌と十分連携を取り合ったり、あるいは校内に特別な委員会など（例えば、生徒指導計画作成委員会）を設置したりして、横の連携を十分取り合い意見を反映させながら原案を作成するなどの工夫が必要です。

生徒指導の計画作成委員会の位置づけの一つとして次のような例があります。



7 生徒指導の全般的な評価

生徒指導はすべての教育活動をとおして実践されることから、範囲は極めて広くその評価も容易ではありませんが、次年度の方針、実践内容の設定、改善などに大きな影響を与えますので、定期的な実践状況の評価する必要があります。

生徒指導全般についての評価の観点として、次のような項目があげられます。

- ア 学校の教育目標や経営方針に沿った生徒指導の目標が立てられ、すべての教育活動を通じて、具現化が図られているか。
- イ 生徒指導の組織が、学校の教育計画との関連を踏まえて適切に作られているか。
- ウ 生徒指導の推進に当たって、全体計画や部門別計画など必要な計画が立てられ、実践されているか。
- エ 生徒指導の運営について、校内の全教職員の共通理解が図られ、協力して進められているか。
- オ 生徒指導の展開に当たって、生徒指導主事（主任）の位置づけや学級（ホームルーム）担任の役割が明確にされ、相互に協力し援助できる関係になっているか。
- カ 生徒指導に必要な施設設備（教育相談室、進路指導室など）が整備され、活用されているか。
- キ 生徒指導の効果的な実践のために、指導内容や指導方法が工夫されているか。
- ク 必要な経費が年間の予算として確保され、適正に執行されているか。
- ケ 生徒指導に関する組織的な研究（児童生徒の意識、実態調査などを含む）、研修の計画が立てられ、効果的に実施されているか。
- コ 学校、家庭、地域社会、関係機関・団体等との相互の連携と協力が緊密にかつ計画的に行われているか。

第4章 教育課程と生徒指導

生徒指導は、教育課程の展開を助けることに大きく貢献します。

1 教育課程と生徒指導

(1) 教育課程の意義

教育課程は、学校教育の目的や目標を達成するために、教育の内容を生徒の心身の発達に応じ、授業時数との関連において総合的に組織した学校の教育計画です。教育課程編成の基本的な要素としては、教育目標、指導内容、授業時数の3つがあります。

また、教育課程の領域として、必修教科、選択教科（中学校、高等学校）、道徳（小学校、中学校）、特別活動及び総合的な学習の時間があります。

学校では、教育課程に基づいて計画的、継続的に、児童生徒の健全な人間形成や成長・発達を促すように指導・援助します。

(2) 教育課程と生徒指導とのかかわり

近年のいじめや暴力行為などの問題行動等を解決するために、さまざまな取り組みが行われてきているところですが、問題行動等の低年齢化が憂慮される状況にあります。

このようなことから、小学校学習指導要領（H10年12月告示）では、総則において指導計画の作成にあたって配慮すべき事項として、「日ごろから学級経営の充実を図り、教師と児童の信頼関係及び児童相互の好ましい人間関係を育てるとともに、児童理解を深め、生徒指導の充実を図ること」と定め、小学校における生徒指導の充実を求めています。

また、中学校、高等学校の場合には、これに加えて「生徒が自主（主体）的に判断、行動し積極的に自己を生かしていくことができるよう」という生徒指導充実の方向づけがなされています。

学習指導要領の総則では、生徒指導の機能が、教育活動の全体において生かされるよう留意しなければならないことを述べています。これは生徒指導が、総合的な活動であるという性格と合致しており、実際の指導にあたっては、特別活動がその性格や内容からみて中核的な領域となりますが、あくまでも教育課程の全領域にわたる教育活動において生徒指導の機能が十分発揮できるようにすることが大切であり、教育課程の編成にあたっては、この点に留意する必要があります。

2 教科指導と生徒指導

教科の指導は、授業における生徒指導によって推進され、生徒指導は、教科の指導によって推進されます。児童生徒一人一人の人間形成を目指して、学級（ホームルーム）担任とも連絡を取りながら、授業における生徒指導を実践することが求められます。

(1) 教科指導への貢献

ア 教科の学習を直接助ける指導

教科そのものの持つ意義を説明し納得させて、次のような指導します。

- ① 教科（科目）の学習意欲を育てる。
- ② 教科（科目）の選択を適切にさせる。
- ③ 学習上の不適応に対する指導をする。

イ 学級の生活条件の改善に関する指導

学習を円滑に進めるためには、学級の生活条件を改善する必要があります。そのために、次のようなことについての配慮が必要です。

- ① 教室内の座席の決定
- ② グループ学習のための班編成
- ③ 学級の間人関係の調整に関する指導など



ウ 学習活動の条件整備の指導

学習活動のための直接的な条件整備に関する指導も必要です。具体的には、次のような指導が考えられます。

- ① 児童生徒の学習（予習・復習を含む）のための計画の立て方
- ② 図書館や資料室、器具や用具等の利用方法
- ③ 参考書や辞書の選び方と使い方
- ④ その他学用品や文房具の選び方と使い方

(2) 生徒指導の推進と教科

ア 教科の目標や内容に、生徒指導のねらいとされるものが含まれているような場合

例えば、社会科のような人間の社会生活そのものに関する教科は、生徒指導のねらいの達成に大きくかかわります。その他音楽、美術、保健体育などの教科でも、情操面の指導をとおして生徒指導に貢献します。

イ 教科の学習活動の展開に、生徒指導の機会が見いだされるような場合

教科の学習の場は、教師と児童生徒との人間的な触れ合いの機会も多く、児童生徒理解のよい場であり、日常の基本的な生活習慣などについて、その都度指導を行うのに適した場にもなります。

このような機会は、いずれの教科においても見いだすことができますが、特に、実験の伴う学習、身体的な活動を伴う学習、グループ学習などのしやすい教科は、その機会が比較的多くなります。

(3) 授業における教師の4種類のサポート

学習活動において、以下の4種類のサポートを有機的に関連づけることで、生徒指導上の効果を上げることができます。

ア 情緒的サポート…児童生徒を安心させ、勇気づける情緒的働きかけを提供します。

(例) ① 教師が共感的に情緒的な声かけをする。

「大丈夫だよ」、「どうしたの？」

② 児童生徒の発言や発表を傾聴し、一人一人の活動を認める。

「頑張ったね」、「ありがとう」

イ 情動的サポート…学習場面などで、児童生徒が必要とする情報を提供します。

(例) ① 授業で指名して答えられない時、ヒントを出す。

② 繰り返し説明する。

ウ 評価的サポート…児童生徒の学習という行動について、教師がフィードバックを提供します。

(例) ① 「あなたの発表は分かりやすかったよ」

② 「すばらしい発言だったよ」

エ 道具的サポート…児童生徒に対する具体的、実践的な支援を提供します。

(例) ① 学習の道具として使える観察カード、ヒントカードなどを活用する。

3 道徳教育と生徒指導

(1) 道徳教育と生徒指導の関連

道徳教育と生徒指導は、いずれも学校教育において重要な教育活動であり、両者が補完することで、指導の効果が一層高まります。

ア 道徳教育の意義

道徳教育の目標は、学校の教育活動全体をとおして、児童生徒の道徳的な心情、判断力、実践的な態度などを養います。

イ 道徳教育と生徒指導の位置づけ

① 道徳教育は、児童生徒にとって普遍的に必要とされる道徳的な価値観の形成を直接的なねらいとしています。つまり、将来出会うであろう様々な場面に適切に対応できるような価値の内面的な自覚に重点がおかれている。

② 生徒指導では、その人格形成や自己実現に向けての指導・支援という点では道徳教育と同じであるが、児童生徒一人一人が抱えている課題や問題の克服などの具体的な実践に重点がおかれている。

(2) 道徳教育に生きる生徒指導

ア 生徒指導を充実することで、望ましい態度を育成することができます。

- ① 基本的な生活習慣の定着
- ② 望ましい学習態度の確立
- ③ 自ら進んで考えようとする態度の育成

イ 生徒指導の成果を道徳の指導のための資料として役立てることができます。

- ① 児童生徒の生活上の問題や児童生徒理解のために行った調査結果の活用

ウ 学級の環境整備を行うことによって、道徳教育の効果を高めることができます。

- ① 学級内の人間関係の改善
- ② 小集団編成の工夫による学級集団のモラル向上
- ③ 物的環境の整備による道徳性を豊かにする効果

(3) 生徒指導に生きる道徳教育

ア 道徳教育を推進することにより、生徒指導を行う望ましい雰囲気を醸成できます。

イ 指導の課程において、生徒指導の機会を提供することができます。

ウ 生徒指導の基盤づくりに役立たせることができます。

(4) 道徳教育及び生徒指導の充実を図るための工夫

児童生徒の体験やコミュニケーション能力、判断力の不足等から、児童生徒の「心の教育」の必要性が



指摘されています。これらを改善するためには、以下に示す活動を積極的に展開していくことが大切です。

ア 体験活動

- ① 自然体験活動…野外活動、自然との触れ合い
- ② ボランティア活動…地域での奉仕活動など
- ③ 郷土芸能活動…郷土の文化・伝統に親しむ

イ 授業展開

- ① 総合単元的な学習
- ② ロールプレイング
- ③ 構成的グループエンカウンター
- ④ 教育的グループワーク
- ⑤ 体ほぐしの運動実践
- ⑥ 「心のノート」の活用



また、資料として生徒指導上の事例を教材として活用することも考えられます。道徳教育の推進は生徒指導の充実をもたらす、生徒指導の充実は、道徳指導を支える重要な基盤となるので、両面からの効果的な指導が大切です。

4 特別活動と生徒指導

(1) 特別活動の意義

特別活動は、いきいきとした学校づくりを進め、一人一人の生徒の個性の伸長を図りながら、社会的な資質や能力・態度を育成し、さらに将来において社会的に自己実現ができるような資質・態度を形成し、個々の生徒の自己指導能力の育成に寄与するものです。

(2) 特別活動の内容

特別活動には次のような指導内容があります。

ア 学級活動

学級（ホームルーム）を単位として、学級（ホームルーム）や学校の生活の充実と向上を図り、児童生徒が当面する諸課題への対応や健全な生活態度の育成を図る働きをする活動です。学習指導要領では次のような指導内容が示されています。

<小学校>

- ① 学級や学校の生活の充実と向上に関すること
- ② 日常生活や学習への適応及び健康や安全に関すること

<中学校>

- ① 学級や学校の生活の充実と向上に関すること
- ② 個人及び社会の一員としての在り方、学業生活の充実及び健康や安全に関すること
- ③ 将来の生き方と進路の適切な選択に関すること

<高等学校>

- ① ホームルームにおける集団生活の充実と向上に関すること
- ② 個人及び社会の一員としての在り方生き方に関すること
- ③ 将来の生き方と進路の適切な選択決定に関すること

イ 児童・生徒会活動

学校生活の充実や改善を図り、児童生徒の諸活動についての連絡調整に関する活動及び学校行事への協力に関する活動です。

ウ クラブ活動（小学校）

学級や学年の所属を離れ、主として4年生以上の同好の児童で組織し、共通の興味・関心を追求する活動を行います。

エ 学校行事

全校または学年を単位として、学校生活に秩序と変化を与え、集団への所属感を深め、学校生活の充実と発展を図る体験的な活動です。

(3) 特別活動における生徒指導

生徒指導の立場から特別活動を見るとき、次のような教育的意義があります。

- ア 自分達の集団を、自分たちの力によって、円滑に規律正しく運営することを学ぶ。
- イ 集団生活の中で、それを構成する個々の成員の、それぞれの特色や個性が活かされ、人格が尊重されるような生き方を学ぶ。
- ウ 集団としての連帯意識を高め、集団の一員として、ひいては社会人としてのふさわしい態度や行動を学ぶ。

また、特別活動の指導において生徒指導の機能が十分に働くようにするには、次のような事柄に留意することが大切です。

- ア 共感的な人間関係を育成する。
- イ 個々の生徒が確かな自己存在感が持てるようにする。
- ウ 自己決定の場や機会がより多く持てるようにする。
- エ 教育相談を重視し、教師と児童生徒及び児童生徒相互の信頼関係に絆を深め、その信頼関係を基盤にして指導する。

5 総合的な学習の時間と生徒指導

(1) 総合的な学習の時間の意義

総合的な学習の時間では、児童生徒の興味・関心等に基づく学習などの過程を通じて、自ら課題を見つけ、自ら学び自ら考え、問題を解決する力などを育てること、また、学び方やものの考え方を身に付け問題解決に向けての主体的、創造的な態度を育成することなどをねらいとしており、児童生徒の自己存在感や自己指導能力を育てることに大きく関係しています。



(2) 総合的な学習の時間の内容

- ア 例えば国際理解、情報、環境、福祉・健康などの横断的・総合的な課題
- イ 子どもの興味・関心に基づく課題
- ウ 地域や学校の特色に応じた課題など

(3) 総合的な学習の時間と生徒指導

開発的な生徒指導を進めるための「総合的な学習」の充実を図るポイントは、次のようなことがあげられます。

- ア 児童生徒の発達段階などを考慮した内容に着目すること。
 - イ 児童生徒が個人又は集団で取り組む作業的・体験的な学習の場を用意すること。
 - ウ 追求や表現の場ではマナーやルールを守らせつつ、のびのびと児童生徒が得意としていることを発揮させるような環境作りに努めること。
- など

また、人間は認められ、褒められることによって自信を持ち、自分の進むべき人生や生き方への見通しが持て、楽しくなり、意欲的になり、自分に素直になるといわれています。

このようなことから、学習を肯定的に評価していくことで、次のような子どもの傾向を促し、総合的な学習がねらっている子ども像を実現することについても影響を与えることができ、開発的な生徒指導につながります。

- ア 自分のしたことが認められるので、生活や学習にゆとりを持って取り組み、意欲的、主体的になる。
- イ 認められ、褒められる体験は、自分らしく生きる方向を考えたり、行動したりする基盤となる。
- ウ 子どもが肯定的自己理解をするようになる。
- エ 肯定的自己理解は、よりよい自分を求めて、自分の不十分さ、努力しなければいけないことに目を向けることができるようになる。
- オ 子どもの発想、取り組み方、努力などが認められるので、個性が育つ。
- カ 認められた体験は、他の人を認めることができる子どもを育て、温かい人間関係を作り出す。
- キ 子どもの良い点、可能性を認め、発揮させる教師が多くなることで、子どもと教師の人間関係が豊かになる。

6 課外活動と生徒指導

(1) 課外活動の意義

課外活動は教育課程外のものですが、児童生徒の人格の発達のために大きく関わる教育活動の一部です。

教育課程の各領域だけでは得にくい面での教師と児童生徒、児童生徒相互の触れ合いの場となり、相互理解を助け、心の結びつきを強めることができます。また、児童生徒にとって自己存在感を得るためにも重要な場となっています。

(2) 部活動指導における留意事項

部活動は学習指導要領には示されていませんが、学校の計画で実施する大切な教育活動です。学校生活と連携することで、効果的な生徒指導を実践することもできます。

ア 留意する点は次のようなものがあげられます。

- ① 部活動に対する正しい認識を深め、行き過ぎた部活動にならないようにする。
- ② 指導計画の立案や運営に当たっては、健康安全や人間関係に配慮するとともに、他の活動との調整や家庭との連携を図る。
- ③ 児童生徒の体力や意欲、趣味や特技、適性を考え、保護者の了解を得て入部させる。
- ④ 特別な事情がない限り、根気強く継続するように指導する。
- ⑤ 地域の関係団体との連携を図りながら進める。

イ 部活動によって期待されるものは次のようなことがあげられます。

- ① 一人一人の児童生徒の能力や興味に対する理解を深めることができる。
- ② 児童生徒の問題点の発見と個別指導などを展開する手がかりを見だし、指導の機会を得られる。
- ③ 生徒指導上の問題を抱える児童生徒に対して、興味や個性を生かした指導や支援を行うことにより、児童生徒に自信をもたせ、教師との信頼関係を築き、問題傾向から抜け出すきっかけを与えることができる。

7 命を大切にすることを育む指導

(1) 命を大切にする心を育む指導の重要性が増してきた背景等

近年、核家族化や少子化の進行により、子どもたちが出産や親族の死等の命に関わる大事な場面に触れる機会が少なくなる一方、情報化社会の進展により、子どもたちの遊びの形態も変化し、仮想の世界の中で作り上げられた死に接する中で、現実感覚が麻痺していると思われる側面が見られているとともに、子どもたちの命の重みに対する感受性が弱まっているということが指摘されています。

(2) 命の大切さを実感させるための指導の視点

子どもたちは、自分自身を肯定し、かけがえのないものとしてとらえることで、今生きている喜びを感じることができるようになります。

また、命には限りがあるが、祖先から子孫へと伝えられることや、他の生き物を食物としていただいて自分が生きていること等から、命はつながりそして互いに支え合っているものであると感じることができ、生きているということに感謝の気持ちをもつことができます。

そして、それらの喜びや感謝の気持ちが自分の命をはじめ、すべての命を大切にす

る心につながっていきます。

こうしたことから、「命の大切さ」を実感させるための指導においては、自然や社会、人と豊かに関わる体験をとおして、まず子どもたちが自分自身を価値ある存在と認め、自分を大切に思う自尊感情をもてるようにする必要があります。そして、心の中に生まれた感動や思いを、周りの人と共有することで実感がより一層深まっていきます。

また、他者の存在に思いをはせたり共有したりする体験をとおして想像力が養われ、限りある命を生きていることの素晴らしさを感じることができるようになります。

このためには、体験活動等を充実させることなどが大切であるので、次にいくつかの視点をあげます。

ア 自然・社会・人との豊かな関わり

子どもたちに言葉だけで「命は大切である」と説明しても、実感は伴わないことが多いのではと思います。命が大切であるという思いは、感性に働きかける体験、感動の体験、想像力を刺激する体験をとおして、子どもたちの心に刻まれます。

そこで、学校の教育活動においては、

- ① 動植物の飼育栽培活動に取り組む場面から、命が生まれ・育つ喜びなどを味わわせる。
 - ② 職場体験活動等により地域の人々と触れ合う場面から、人と人がつながる喜びを実感させる。
- などがあげられます。

イ 情報化社会の影の部分への対応

電子メディアやインターネット等の発達により、日常生活が便利になる一方で、子どもたちが有害情報に容易に触れてしまうことや仮想現実と現実を混同してしまう恐れがあること等が指摘されています。

また、何度でもリセット可能なゲームの世界に入り込みすぎると、実体験が豊富でない子どもたちに過剰な刺激を与えることになり、子どもたちが現実の物事をゲーム感覚でとらえてしまう恐れがあることも指摘されています。

こうした情報化社会の影の部分への対応として、

- ① 児童生徒が各教科等でコンピュータに慣れ親しむ際、情報化社会での基本的なモラルやマナーを身に付けさせるとともに、情報通信機器を利用するにあたっての危険性についても理解させる。
 - ② 保護者にも、情報通信機器を利用するにあたっての危険性を理解させる場を設けるなどする。
 - ③ 教員自身がインターネット等による新しいコミュニケーション手段の問題点を把握し、その仕組みを理解するための研修会等を実施する。
- などがあげられます。



第5章 特別支援教育と生徒指導

1 特別支援教育との関連

(1) 今日の課題

学習障害（LD）や注意欠陥／多動性障害（ADHD）、高機能自閉症等（以下LD等という）の児童生徒は、落ち着きがない、学習意欲がない、規則を守らない、何度注意しても変わらないなど本人の問題として見られることが多く、支援の対象として認識されていないことが少なくありません。適切な支援がなされないと自信を失い、学習で十分な能力を発揮することができなかつたり、また、いじめや不登校に陥ったり、暴力行為や虐待につながるなど、二次的な症状が現れることが懸念されます。

平成19年4月から施行される学校教育法等の一部の改正に伴い、小・中学校、高等学校等においては、LD等の児童生徒に対して適切な教育を行うことが規定されます。LD等についての正しい知識を学び、できるだけ早期から校内の共通理解のもとに適切な支援を行うことや、生徒指導においても特別支援教育を考慮し対応することは今日の課題といえます。

(2) 特別な支援を必要とする児童生徒の割合

青森県では、平成15年2月に独立行政法人国立特殊教育総合研究所と合同で、通常の学級に在籍するLD等の児童生徒一人一人の特別な教育的ニーズを把握し、それに対応した適切な支援を行う基礎資料を得るために、県内全ての小・中学校の児童生徒を対象とした実態調査を行いました。

その結果、LD等の疑いがある児童生徒は、小・中学校に3.18%（約4,300人）在籍していることが明らかとなりました。

なお、この結果は、担任の先生が学習や日常生活の中で、何らかの支援が必要と感じている児童生徒の数であり、医師の診断を受けている児童生徒の数ではありません。

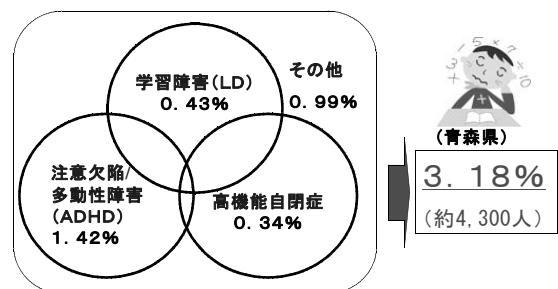


図1 特別な教育的支援を必要とする児童生徒

さらに、昨今の進学率から考えると高等学校にも約3%が在籍していると推定されます。

2 学習障害（LD）等の児童生徒の理解

(1) 学習障害（LD）とは

【学習障害の児童生徒には、どのような行動が見られますか？】

学習障害（Learning Disabilities の頭文字をとってLDという。）の児童生徒は、基本的に知的な遅れはありません。したがって、一般的には通常の学級で学習をしていますが、特定の能力の習得と使用に著しい困難を示し、苦手な教科等がある児童生徒です。通常、誰でも得意なこと、不得意なことはありますが、特にその偏りが顕著だといわれています。

LDの児童生徒に見られる一般的な困難の状態は次のようなものです。

- ・たどたどしい読み方をしたり、行をとぼしたり、同じところを2回読んだりする。

- ・黒板に書いてある内容の書き写しに時間がかかる。
- ・鏡文字を書くことがある。
- ・国語はできるのに、算数が極端に苦手である。
- ・コンパスや分度器などを使うことが苦手である。
- ・球技や器械運動、なわとびなどの運動が苦手である。
- ・筆算で桁をそろえることが難しい。



【学習障害(LD)の定義】

学習障害とは、基本的には全般的な知的発達に遅れはないが、聞く、話す、読む、書く、計算する又は推論する能力のうち、特定のものの習得と使用に著しい困難を示す様々な状態を指すものである。

学習障害は、その原因として、中枢神経系に何らかの機能障害があると推定されるが、視覚障害、聴覚障害、知的障害、情緒障害などの障害や、環境的な要因が直接の原因となるものではない。

「学習障害児に対する指導について」<平成11年7月>より抜粋

(2) 注意欠陥／多動性障害(ADHD)とは

【注意欠陥／多動性障害の児童生徒には、どのような行動が見られますか？】

注意欠陥／多動性障害(Attention - Deficit/Hyperactivity Disorder の頭文字をとってADHDという。)の児童生徒は、次のような3つの行動特徴があります。

- ア 不注意：注意が持続できない、ものをなくする、注意がそれる、不注意な過ちをする等
- イ 多動性：手足をそわそわ動かす、離席が多い、じっとしていない、しゃべりすぎる等
- ウ 衝動性：質問が終わらないうちに答えてしまう、順番を待つことが苦手等

ADHDの児童生徒に一般的に見られる困難の状態は次のようなものです。

- ・理解はしているが、計算間違いや誤字を書くなど簡単な間違いが多い。
- ・気が散りやすい。
- ・人の話を最後まで聞けず、途中で口をはさむ。
- ・ちょっとしたことでイライラする。
- ・相手の立場が理解できない。決まりが守れない。
- ・忘れ物が多い。身の回りの整理が苦手である。



【注意欠陥／多動性障害(ADHD)の定義】

注意欠陥／多動性障害とは、年齢あるいは発達に不釣り合いな注意力、及び／又は衝動性、多動性を特徴とする行動の障害で、社会的な活動や学業の機能に支障をきたすものである。

また、7歳以前に現れ、その状態が継続し、中枢神経系に何らかの要因による機能不全があると推定される。

「今後の特別支援教育の在り方について」(最終報告)<平成15年3月>より抜粋

(3) 高機能自閉症とは

【高機能自閉症の児童生徒には、どのような行動が見られますか？】

高機能自閉症の児童生徒は、知的な遅れはありませんが、一般に次のような特徴が見られます。

- ア 他の人と社会的関係を持ちにくい
 - ① 友達と仲良くしたいという気持ちはあるが、友達関係を築きにくい。
 - ② いろいろなことを話すが、その時の状況や相手の感情、立場を理解することが難しい。



- ③ 社会的なルールが理解できにくいため、思ったことを話してしまい、相手の気持ちを傷つけてしまうことがある。

イ 言葉の発達に遅れがある

- ① 含みのある言葉の本当の意味が分からず、表面的に言葉通り受けとめてしまうことがある。
- ② 会話の仕方が形式的であり、抑揚なく話したり、間合いが取れなかったりする。

ウ 興味や関心が狭く特定のものにこだわる

- ① 特定の分野の知識を蓄えているが、丸暗記であり、意味をきちんと理解していないことが多い。
- ② 自分なりの独特な日課や手順があり、変更や変化を嫌がる傾向が強い。

【高機能自閉症の定義】

高機能自閉症とは、3歳位までに現れ、他人との社会的関係の形成の困難さ、言葉の発達の遅れ、興味や関心が狭く特定のものにこだわることを特徴とする行動の障害である自閉症のうち、知的発達の遅れを伴わないものをいう。また、中枢神経系に何らかの要因による機能不全があると推定される。

「今後の特別支援教育の在り方について」（最終報告）＜平成15年3月＞より抜粋

※ 上記に記載した高機能自閉症のうち、言葉の発達に遅れがない児童生徒は、アスペルガー症候群と診断されることがあります

3 学習障害（LD）等の児童生徒への支援

今までの生徒指導の観点で見ると、LD等の児童生徒の課題となる状態を問題行動ととらえがちですが、実は一番困っているのは児童生徒自身です。適切な対応に心がけ、支援するという立場で接することが大切です。次の図2は、LD等の児童生徒に支援するための基本的な流れとポイントを示しています。

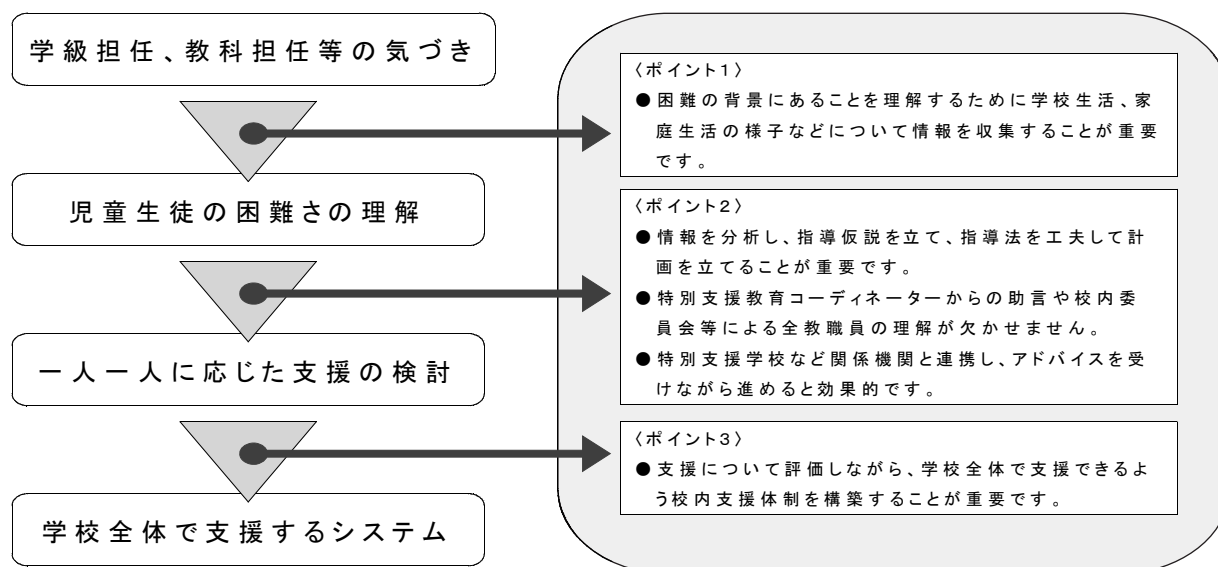


図2 基本的な支援の流れとポイント

(1) 学級担任、教科担任等の気づき

児童生徒一人一人に適切な支援をするためには、「へんだな?」「どうしてだろう?」という教師の気づきが重要です。このとき、「いつ」「どの場面で」「どのような問題が起こるか」など、児童生徒の状況を把握するための情報を収集することが必要になります。また、学校生活だけでなく、家庭生活の出来事が気になりとなり、いつもより落ち着かないこともありますので、できる限り広い範囲から情報を集めることが重要です。

(2) 児童生徒の困難さの理解

LD等の児童生徒は、自分では一生懸命に取り組んでいるにもかかわらず、注意されたり、誤解されたりすることが少なくありません。「どうしてできないのだろう」「みんなといっしょにやっているのに」と疑問を抱き、学習に対する意欲減退、自信喪失に陥り、不登校になることもあります。

(3) 一人一人に応じた支援の検討

教師が指導で困っているLD等の児童生徒は、教師以上に困難さに苦しんでいることを理解し、収集した情報を分析し、「こうやったらどうだろうか」などと、仮説を立てながら取り組むことが重要です。「どのような対応や支援をしたか」「児童生徒の反応はどうだったか」など、取組状況や指導効果の記録を取っておくことが大切です。

一人一人のニーズに応じた指導を展開するためには、個別の指導計画や個別の教育支援計画の作成をすることになります。各計画の作成にあたっては保護者の意見等も盛り込むことも大切であり、資料の作成は全職員が共通理解を図る上でも重要となります。

(4) 学校全体で支援するシステム

LD等の児童生徒の困難さに気づき、情報収集（実態把握）をし、その支援について学校全体で共通理解をしながら、推進することが重要です。そのためには、支援を実践している教師の悩みや思いを気軽に話すことができる学校作りをしていくことが大切です。

青森県教育委員会では、平成16年度から各市町村教育委員会を通して、小・中学校の校内支援体制の整備をお願いしてきました。小・中学校の校内委員会の設置率と特別支援教育コーディネーターの指名率は右表のとおりです。今後も、特別支援教育コーディネーター及び校内委員会が中心となり、LD等の児童生徒に組織的に対応していくことが大切です。

表 校内支援体制整備状況

	平成16年	平成17年	平成18年
校内委員会設置率	66.9%	85.5%	92.6%
コーディネーター指名率	43.9%	91.6%	96.2%

(5) 通常の学級における配慮

LD等の児童生徒は、特別な場での個別的な対応をすると指導効果が上がることもありますが、日常的に学校生活をおくる通常の学級での支援が極めて重要です。

また、次のような通常の学級における基本的な支援は、LD等の児童生徒のほか、他の児童生徒への支援にもなり、学級全体の学習効果が上がることにつながります。



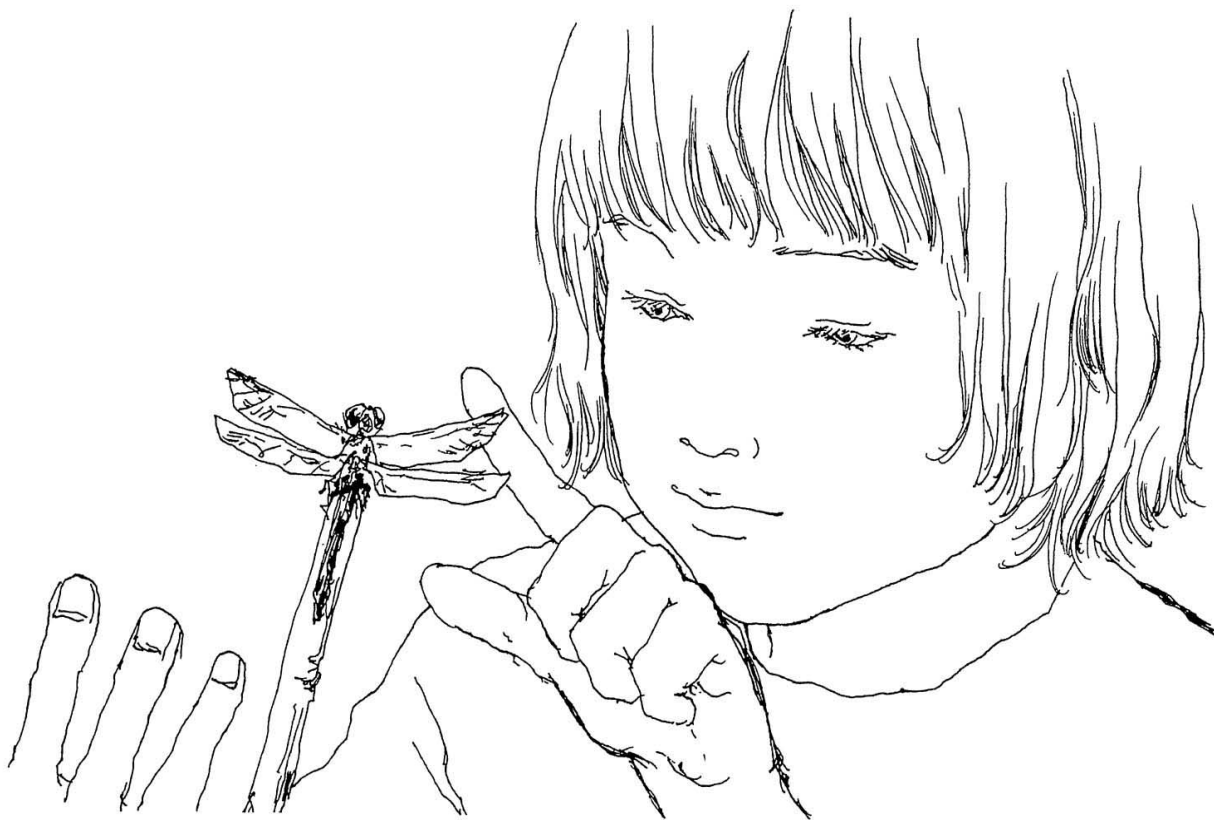
基本的な支援

- 自己肯定感を高め、成就感を味わえるような活動
(できること、得意なことを伸ばす。ほめる)
- 学習環境の整備
- 見通しを持たせる、分かりやすい学習内容
- 適切な行動等の仕方の習得
- いじめ、不登校などへの対応

参考資料等

LD等の理解や具体的な指導事例、校内支援体制整備等について、青森県教育委員会では多くの指導に役立つ資料を発行しています。

青森県教育委員会のホームページ (<http://www.pref.aomori.lg.jp/education/>) からダウンロードできます。ご活用ください。



第6章 学級（ホームルーム）経営と生徒指導

児童生徒にとって、学校生活が明るく楽しいものになるためには、学級（ホームルーム）経営が大きく影響します。

1 生徒指導を推進する学級（ホームルーム）経営

(1) 学級（ホームルーム）経営の重要性

学校における児童生徒の人間形成及び成長発達は、その大部分が学級（ホームルーム）を場とする生活の中で行われます。

学級（ホームルーム）経営は、この成長発達が円滑にかつ確実に進むように、児童生徒の人間関係を調整・改善したり、教室環境を整備することが大切になります。

(2) 学級集団としての経営

学級担任は、学級（ホームルーム）を一つのまとまった集団として経営し、積極的に児童生徒の人間関係の調整・改善を図り、望ましい人間関係の構築を指導・支援することが大切です。

また、児童生徒一人一人の持っている良い点を生かし、同時に、学級集団の中にその良さを広め、認め合う場を設定しながら学級集団を高めていくことが大切です。

そのためには、次にあげるような取組みなどが重要となります。

- ア 目指す児童生徒像、学級像を明確に持ち、学級経営を進めること。
- イ 児童生徒一人一人をよく理解し、あらゆる機会をとおして信頼関係の確立を図ること。
- ウ ささまざまな活動の場をとおして、集団としての達成感・充実感を味わわせること。
- エ 学級の全員に役割を持たせ、活動する場を設けること。
- オ 誰とでも自由に話し合い、互いに仲間としての理解が深まるような雰囲気を作り出すこと。



(3) 教室環境の整備

教室環境を整備することは、学級担任の大切な仕事です。教室は、児童生徒が一日の中で多くの時間を過ごす場所です。

教室がどのように整備されているかによって、児童生徒に与える影響は大きいことから、次に挙げるようなことが大切です。

- ア 学習や各種の作業・活動に役立つように整備すること。
- イ 児童生徒の健康の保持・増進のために、採光、照明、換気、保温、色彩等について配慮すること。
- ウ 児童生徒にとって魅力的で、清潔な場となるように努めること。

2 学級（ホームルーム）担任の行う生徒指導

(1) 生徒指導における学級（ホームルーム）担任の立場

学級（ホームルーム）における生徒指導を効果的に推進するためには、今まで述べたほかに、次にあげるような生徒指導上の重要な立場を理解し、実践することが大切

です。

- ア 学校教育目標を具現化させる直接的な推進者である。
- イ 学校における教育活動を個々の児童生徒に実らせる直接的な推進者である。
- ウ 望ましい学級（ホームルーム）集団を作る直接的な推進者である。
- エ 学校における個別指導の直接的な推進者である。
- オ 日常的に保護者と接触する学校の代表者である。

(2) 学級（ホームルーム）担任の行う生徒指導の機会

学級（ホームルーム）担任の行う生徒指導は、児童生徒と接するすべての教育活動で行われるものです。その教育活動の場面から考えると、主なものは次のようになります。

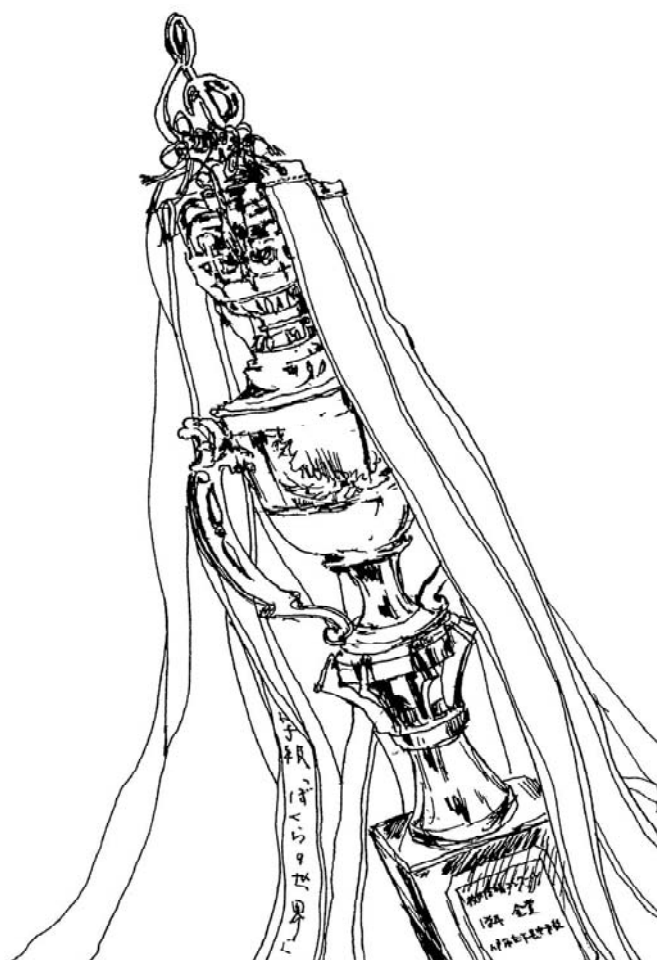
- ア 道徳、学級（ホームルーム）活動をとおして指導する。
- イ 学校行事の個々の活動をとおして指導する。
- ウ 担当する教科の授業をとおして指導する。
- エ 休憩時間、放課後などにおける個別の指導をする。
- オ 観察、調査、検査等による児童生徒理解を進める。
- カ 家庭訪問、保護者会、家庭連絡などによって、保護者の理解と協力を得ながら指導する。
- キ 部活動などをとおして指導する。



また、一日の学校生活の流れに沿った指導の機会と教師の対応の仕方については、次のようなことがあげられます。

場と機会	教師の言動等の例
登校時	○児童生徒との朝の「出会い」を大切にする。 <ul style="list-style-type: none">・教師からもすすんで「おはようございます。」の声かけをする。・児童生徒のようすを観察したり、言葉をかけたりする。
朝の会	○学級の雰囲気や児童生徒の様子を感じ取る。 <ul style="list-style-type: none">・～君、～さんといった温かい呼称をし、出欠確認をする。・欠席理由をはっきり把握する。・児童生徒の返事や顔色に気を付けて、体調や心理状態をつかむように努める。・気にかかった児童生徒には、その時の状態をよく見て、言葉がけをする。 ○どの児童生徒にも、今日一日の学校生活を意欲的にすごせるようにさせる。 <ul style="list-style-type: none">・個人やグループの目標などや今日の予定について発表させたり、確認し合ったりする。
授業中	○児童生徒に成就感・満足感を味わわせるような授業に努める。 <ul style="list-style-type: none">・教室に入る時は、いつも笑顔を忘れないようにする。・授業中に長々と説教をしないようにする。・学習準備や態度ができていない児童生徒には、すぐ叱るのではなく、その原因を探るように心がける。・児童生徒の気持ちや表情を考えながら指名するように心がける。・児童生徒の失敗を笑わないような学級（ホームルーム）の雰囲気づくりに努める。

	<ul style="list-style-type: none"> ・つまづいている児童生徒に対する個別指導を工夫する。 ・学習の遅れがちな児童生徒や、目立たない児童生徒にも活動の場を確保し、自信を付けさせる。
休み時間	<ul style="list-style-type: none"> ○教師もできるかぎり遊びの輪に入ったり、日常的な会話を交わしたりする。 ○児童生徒の問題や悩みを解消するための援助をする。 <ul style="list-style-type: none"> ・廊下での立ち話でもよいから、気になる児童生徒への言葉がけをする。
給食時間	<ul style="list-style-type: none"> ○児童生徒が協力して配膳等に取り組むようにする。 <ul style="list-style-type: none"> ・児童生徒と一緒に準備・片づけを行うように努める。
清掃時間	<ul style="list-style-type: none"> ○児童生徒が自主的に清掃に取り組むようにする。 <ul style="list-style-type: none"> ・児童生徒と一緒に清掃するように努める。 ・励ましやねぎらいの言葉をかけるように努める。
帰りの会	<ul style="list-style-type: none"> ○一日の学校生活を反省し、明日への意欲を持たせるようにする。 <ul style="list-style-type: none"> ・よかったこと、うれしかったことを、お互いに認めたり、励まし合うようにする。
放課後	<ul style="list-style-type: none"> ○その日のうちに、指導すべき児童生徒への個別指導を行う。 <ul style="list-style-type: none"> ・面接相談を行い、励ましたり、注意したりする。



第7章 児童生徒理解と生徒指導

児童生徒理解とは、生徒指導の目的である自己実現に向けた資質・態度を形成していくための指導・援助の基盤となるものです。児童生徒には個人差があるため、個々の発達段階に合わせた理解が望まれます。

1 児童生徒の発達課題

児童生徒一人一人の人格を尊重し、個性を生かしながら、社会的資質や行動力を高めしていくためには、発達段階に応じて習得しておかなければならない課題である「発達課題」があります。

「発達課題」には、運動能力や知的能力などの様々な課題がありますが、生徒指導という観点から見た場合、「人格の発達課題」を把握して指導に当たることが大切です。

また、近年は、学習障害〔LD〕や注意欠陥／多動性障害〔ADHD〕をもつ児童生徒、また、複雑な家庭環境にある児童生徒への理解と配慮など、一人一人の教育的ニーズを把握した個に応じた生徒指導の充実も求められています。

2 発達課題の特性

発達課題には、それぞれの発達課題を達成すべき時期、つまり「適時性」と、ある時期の発達課題を省略しては次の課題に向かうことができない「累加性」という特徴があります。

児童生徒が成長していく過程で、達成すべき時期に、達成すべき課題を十分に身につけられなかった場合には、それ以降の発達に様々な支障が生じ、望ましい発達が得られにくかったり、または得られなかったりし、社会にうまく適応できないなどの問題が出る可能性があります。そのため、児童生徒の発達段階をふまえた指導と、個々の児童生徒の個人差に応じた指導の両面を考慮しながら然るべき時に然るべき教育が必要です。

3 学校種別にみた発達課題

(1) 小学校前期

心身の発達には個人差があり画一的な見方はできませんが、一般的に小学校前期の段階は、幼児期の延長であると考えられ、次のような発達の特性があるとされています。

ア 自己中心的な側面が残っている。

イ 親や教師への依存度が高い。

このような特性を持ちながら、この時期は小学校入学という大きな転機によって、新たな人間関係や集団生活、学習活動等への適応が求められることとなります。

そのため、この時期の児童は、行動や思考の面における「自立感」の育成が発達課題となります。

そこで、この達成のためには、次のような指導が考えられます。



- ア 生活に一定のリズムを持たせ、時間やきまりを守るように心がけさせる。
- イ 身の回りの整理整頓や、物を大切にさせる。
- ウ わがままを抑え、他人に迷惑をかけないようにさせる。
- エ 遊びを通して友人関係を持たせ、遊びの中で我慢することや努力することを覚えさせたり、成功感や失敗感をバランス良く体験させる。
- オ 人と接する際の最低限の礼儀作法を教え、実践させる。
- カ 日常生活の中で繰り返される生活技能を具体的に体験させ、その積み重ねを図る。

(2) 小学校後期

小学校後期になると、次のような発達の特性があるとされています。

- ア 性差に関する自覚が急速に発達し、男女対立の意識が生まれる。
- イ 知的成長にともない、いろいろなことに興味・関心を持ち、知識欲が旺盛になる。
- ウ 集団生活への適応性が身に付くとともに友人関係が密になり、仲間意識を強める。
- エ 男子の場合は、いわゆる「ギャングエイジ」を経て、仲間集団からの承認を得ようと活発で積極的な行動を示す。

従ってこの時期は、「活動性」の育成が発達課題となります。
そこで、この達成のためには、次のような指導が考えられます。

- ア 仲間作りへの支援や仲間と遊ぶ場を設定し、集団遊びや仲間活動の拡大を図る。
- イ 集団の一員としての役割分担と役割に対する責任を果たすようにさせる。
- ウ 友達と勉強したり、共同作業をしたりすることのおもしろさや楽しさを体験させる。
- エ 嫌なことや苦しいことに耐え、目標を達成した成就感や感動を味わわせる。
- オ 周りの人々の存在や生命を尊重する心情を培い、いたわりや思いやりの心、ゆずり合いや感謝の心を育てる。

以上のような指導に加え、幼稚園や保育所、中学校等との連携を図りながら、基本的な生活習慣の定着や自分を律する態度や能力、自己指導力や規範意識の基礎を築いていくことも小学校全般を通して達成していくべき重要な課題です。

(3) 中学校期の発達課題

青年期の前期にあたるこの時期は、次のような発達の特性があるとされています。

- ア 身体的・生理的発達が著しく、性意識が高まり、自我の発達に目覚める。
- イ 自我の発達に目覚めながらも、社会的・心理的には未熟であることから、情緒的に不安定な状態に陥りやすい。
- ウ 親からの精神的独立の欲求が生じることによって、それまでの親への依存心や甘えと内的葛藤を起し、感情の揺れや悩みを強くする。

心が揺れ動くこの時期は、心身の発育や変化への適応とともに、やがて社会的・心理的に独立し、自分らしく生きていく基礎を築くことができるようにするために、自ら明確な目標をもち、自ら目標を実現するための計画を立て、自らの決断で行動に移すことができるようにする「自発性」の育成が発達課題となります。

そこで、この達成のためには、次のような指導が考えられます。

- ア 身体的発育や変化のことについて、適切な知識を与えたり、性的問題への対処の仕方を教えたりすることにより、無用な不安感や羞恥心を和らげ健全な異性観を育てる。
- イ 行動や思考の選択が自由にできる自己決定の場を用意し、直接体験を通して自信を持たせ責任感を育てる。
- ウ 個性を生かす場や、互いの価値観を認め合いながら感情や意見を交流する場を設け、人間関係の基盤作りを行いながら、自分らしい生き方のあることを発見させる。

中学校期は、互いの個性や価値観を認め合いながら、感情や意見を交流し、他者との信頼関係に基づいた対等な立場でお互いの人間関係の基盤作りを行う時期です。

しかし今日、家庭・地域の教育力の低下や有害情報の氾濫による価値観のゆらぎ、また、他者とのつながりの希薄化によって、適切な人間関係を築くことができないために、一人で不安やストレスを抱え込んでいるケースが見受けられます。

そこで、中学校期における発達課題を達成していくためには、生徒が気軽に相談できる環境を整えたり、複数の教師の目で一人一人を見守ったりしながら、課題が達成されていくように配慮する必要があります。

(4) 高等学校期の発達課題

青年期の中期としてのこの時期は、次のような発達の特徴があるとされています。

- ア 身体的発達や性的能力が、はっきり備わってくる。
- イ 抽象的・論理的思考が一段と進み、社会認識への関心が高まる。
- ウ 他と異なる自分を意識し、自分なりの価値判断基準を持って大人と異なる生き方をしようとする。
- エ 理想を追求しながら、批判的・反抗的態度を示すが、自分なりの人生観や世界観を持つようになる。



高等学校期は、青年期の後期へかけて自己を確立する段階として考えられることから「自己同一性」の育成が発達課題となります。

「自己同一性」とは、自己を確立する過程で、生徒は自分が何であるかを考えるようになり、自分の個性や能力をつかみ取り、自立して行動することを学び、しかも、社会の人間関係の中で自分の態度に一貫性が保たれるように発達していきます。

そこで、この達成のためには、次のような指導が考えられます。

- ア 進路相談や教育相談等を含め、全ての教育活動を通して、生徒が自分を見直す機会を得られるように心がけ、生徒が自分を卑下したり否定したりせず、自己理解や自己指導ができる素地を育てるように支援する。
- イ わずかな刺激によって著しく感情が揺り動かされることなく、情緒的に安定した状態を保ちながら、愛情と思いやりの心に裏付けられた望ましい人間関係を築くことができるようにする。
- ウ 校内外の関係機関との連携によって勤労・奉仕（ボランティア）活動等の体験をする機会を設け、建設的な社会参加をする中で、生き甲斐や使命感を感じとらせる。
- エ 生徒に指導的な立場のみで接することなく、互いに一人の人間として大人（社会人）

の生き方や考え方を伝えることによって、生徒が自分の生き方や考え方に自信を持ったり、大人として持つべき価値観、世界観を与えたりできるようにする。

近年、いわゆるニートやフリーター及び高校中退者の増加など、社会的に不適応状態に陥る若者の増加が問題となっています。

そのため、教師は生徒指導の意義を進路指導とも関連させながら、生徒自身が急激に変化していく社会に対応し、将来にわたって自己をよりよく導く自己指導能力を身に付けさせていく中で、発達課題が達成できるように指導・援助していく必要があります。

4 児童生徒理解の必要性

「特に問題のない普通の子ども」だから深く理解することは必要ないという考えは、もはや通用しません。すべての児童生徒の自己実現のために、これまで以上に児童生徒理解をどう行っていくかということ、生徒指導の重要な要素として考えていかなければなりません。その際、次の3つの視点で捉えることが大切です。

ア 教師が児童生徒個々の過去から現在までの特徴・傾向を把握し、将来の行動や様子を予測すること。

イ 教師が理解したことをもとに、予測的に指導・援助の方針を決定すること。

ウ 児童生徒に自己の現状と目標を理解させること。



5 児童生徒理解の方法

児童生徒理解の方法については、次の視点等があります。

(1) 主観的理解

教師の主観的な尺度や基準で児童生徒を理解しようとする方法です。日常の会話、行動などの観察による理解、作文や日記、絵画など児童生徒が手がけた情報による理解が主になります。しかし、先入観に左右される危険性があります。

(2) 客観的理解

主観的理解として得られた児童生徒の情報を一定の尺度や基準によって判断し、多角的・科学的に理解することで、事実をより正しく理解しようとするものです。以下のような検査や調査があげられます。

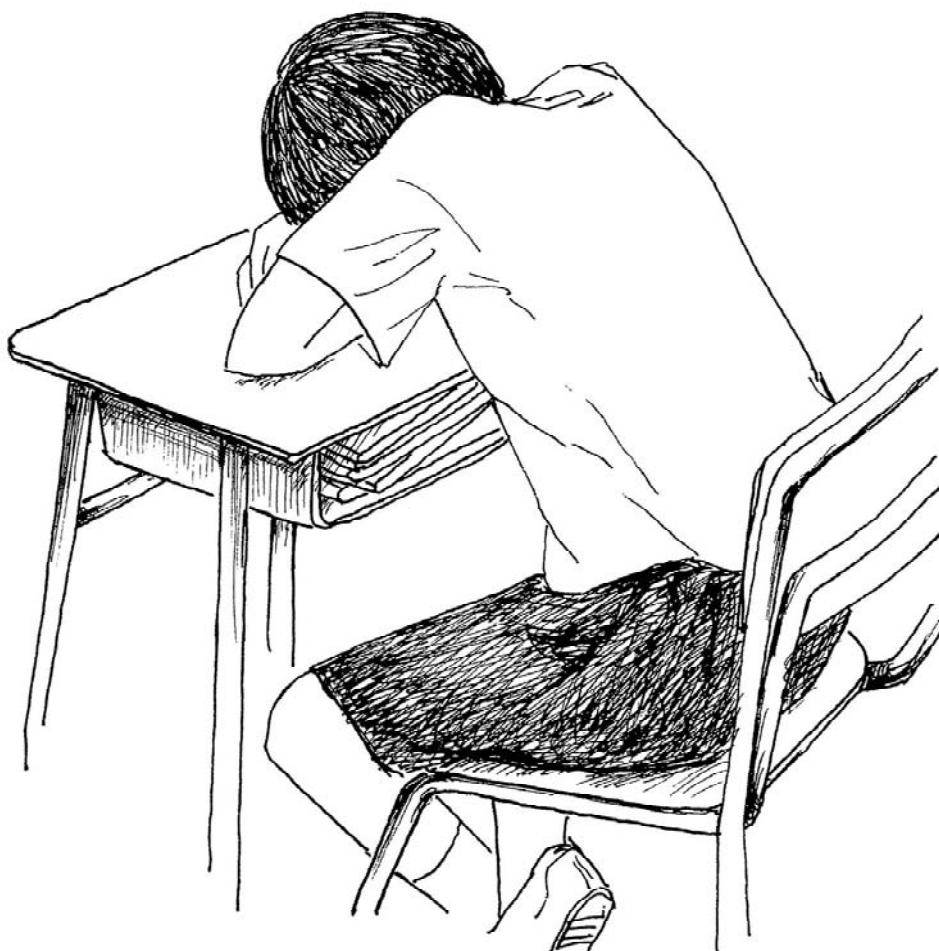
資料項目	内 容
①一般的なもの	指導要録や個人指導カードに記載されている内容など。
②生育歴	出産時の状況、乳幼児期の病気・しつけ開始時期など。
③地域の環境	住宅街・商店街・地域の特徴など。
④家庭環境	家族構成、家族の教育的関心、本人に対する保護者の態度、家族間での本人の地位、本人の家庭に対する感じ方など。
⑤性格及び行動	情緒的反応、精神的健康の状況、習癖など。
⑥友人関係	友人関係の推移や現状、交友関係についての本人の特徴、グループとの関係など。
⑦身体の状況	病歴、身体の特徴、精神身体的問題など。
⑧諸検査の結果	知能・学力・性格検査など。

(3) 共感的理解とは

児童生徒との心理的距離を近づけながら、人間的なふれあいの中で、相手の身になって深く、温かく理解することです。

教師が児童の内面を理解し、気持ちを共感することで、両者の間に信頼関係が生まれ、コミュニケーションが深まっていきます。

そして、児童生徒の内面にある問題や自己の特性についての相互理解がすすんでいきます。



(4) 諸検査等

大別すると、次のように、観察法、検査法、調査法などに分けられます。

方 法		内 容	
観 察 法	叙述的観察記録法	児童生徒の自然な行動を観察しありのままに記録する方法。	
	組 織 的 観 察 法	チェックリスト法	観察項目を予め具体的に設定し、該当する行動をチェックする方法。
		時間見本法	各個人の行動（教室で作業中の行動など）を一定時間に区切って繰り返し観察し記録する方法。
		場面選択法	日常生活の自然状態の中から反復して現れるような場面を選択し、それに対する反応を系統的に記録する方法。
		品等尺度法	ものの美しさとか、おもしろさといったものを評価するとき、美しいと思う順序、おもしろいと考える順序を主観的に評価し、順位をつける方法。
検 査 法	個 別 ・ 団 体	知能検査	知的行動をさせ、その行動結果を調べて、個人の知能水準あるいは知的発達の程度をみる検査。
		性格検査	目録法（YG性格検査）、作業法（クレペリン）、投影法（TAT、ロールシャッハなど）
		適性検査	特定の活動の基礎的な要素に関してその発達水準を測定評価し、将来を予測する検査。（職業適性検査など）
		学力検査	学習の結果を測定するための検査。
調 査 法	面 接 法	調査面接法	質問する項目や、やらせる作業をあらかじめ準備しておき、それに対してどう答え、また、どうするかを観察する方法。
		相談面接法	特に聞くという態度でなしに、児童生徒の方から話し出すのを受け入れるといった態度で面接する方法。
		集団面接法	必要に応じて5～6人ぐらいの小集団を作り、そこでの児童生徒同士の自発的な話し合いを受容的に観察する方法。
	質問紙法	いろいろな事柄の質問を、質問紙を用いて回答を求める方法。選択枝法と自由記述法がある。	

6 児童生徒理解の深化

児童生徒理解をより確かなものにするための留意点として、次のことがあげられます。

(1) 学級経営との関わり

児童生徒理解を深めるためには、児童生徒一人一人の内面への共感的理解に基づいて学級経営をすすめることが大切です。生徒指導体制を確立すると同時に、児童生徒に関する幅広い情報の収集と多面的理解を図ることが必要です。

ア 個別的なアプローチ

児童生徒一人一人を学級集団から抜き出し、個人に焦点を絞って理解します。交流分析やエゴグラムなどが活用されています。

イ 集団的なアプローチ

児童生徒一人一人を学級集団に位置づけ、全体との関わりから理解します。ソシオメトリックテスト、ゲスフーテスト、Q-Uなどが活用されています。

(2) 児童同士、生徒同士、児童生徒と教師の相互理解

学級内の好ましい人間関係づくりを行うためには、児童同士、生徒同士、児童生徒と教師の相互理解が大切になります。その手立てとして、ピア・サポート、構成的グループ・エンカウンター、ロールプレイング、アサーショントレーニング、自然体験活動、集団宿泊活動などがあげられます。

(3) 各発達段階の理解と相互の情報連携

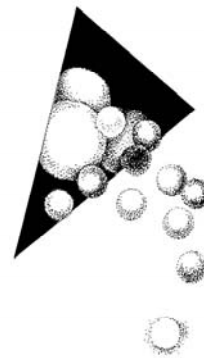
児童生徒理解を深めるために、小学校では低学年・中学年・高学年等の各発達段階に則した理解をすすめていくことが大切です。

また、幼保・小学校・中学校・高等学校等の一連の成長過程を踏まえたうえで、情報交換や学校種間の連携を行うことにより、多面的・総合的な児童生徒理解が図られます。

(4) 特別な支援を必要とする児童生徒への理解と支援

児童生徒はそれぞれ能力・適性、興味・関心、性格など異なっています。教師はこのような個々の児童生徒の特性を多面的・多角的に理解し、個々に応じた適切な指導を行うことが大切になります。

学習障害（LD）、注意欠陥／多動性障害（AD／HD）、高機能自閉症などを含めすべての障害のある児童生徒について一人一人の教育的ニーズを把握し、適切な指導及び必要な支援を行うためにも、専門機関等との連携を密にしていかなければなりません。



第8章 学校における教育相談

1 学校における教育相談の意義

教育相談は、生徒指導の一環として位置付けられ、一人一人の児童生徒の教育上の諸問題について、本人又は保護者等にその望ましい在り方について助言指導し、児童生徒の悩みや困難の解決を援助することによって、学校生活等に適応させ、人格の成長の援助を図ろうとするものです。

2 学校における教育相談と生徒指導との関連

教育相談は、生徒指導のもつ二つの側面（積極的な側面と消極的な側面）のいずれにも関連するが、基本的には、個別指導の立場に立つものと考えることができます。

教育相談は、生徒指導の一環として位置付けられるものであるとともに、生徒指導を支える重要な機能であり、しかもその中心的な役割を担うものです。

3 学校における教育相談の推進

学校における教育相談は、すべての教師によって様々な機会や場面において行われるものであり、個々の教師がばらばらに行うのでは効果が上がりません。

そのため、それぞれの学校や児童生徒の実態に応じて、教育相談のための組織をつくり、学校全体で取り組む教育相談の実践が望まれます。

4 学級（ホームルーム）担任が行う教育相談

（1）学級（ホームルーム）担任による教育相談の特質

ア 教育相談の対象となる児童生徒は、自分が担任する学級の児童生徒であり、日常の交流で既に相互理解がかなり深められています。

イ 日ごろ児童生徒と触れ合う機会が多いので、いろいろな機会をとらえて相談を進めることが可能です。

ウ 児童生徒に対する相談活動をより効果的に進められるように、学級内の諸条件を整えることができます。また、緊急な相談にも応じることができます。

エ 学級（ホームルーム）担任として、日ごろの役割を果たす中で、教育相談に生かせる様々な情報や資料を得ることができます。



オ 個別相談の結果をグループ編制や教科指導、特別活動、進路指導等における生徒指導上の適切な配慮や指導・援助に結び付けることができます。

(2) 学級（ホームルーム）担任による教育相談の進め方

学級（ホームルーム）担任による教育相談は、それをを行う機会によって次の4つに分けられます。

【教育相談の進め方】

区 分	方 法 と 留 意 点
定期面接相談	<p>校内で期間を定めて、学級の児童生徒全員について、順次行う相談活動。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 日常の一般的な話題から話し合いに入り、児童生徒自身が自由に話題を展開できるよう、雰囲気づくりに努めること。 ・ 自発相談への動機付けになるようにすること。
チャンス相談	<p>日常、児童生徒と接触できるあらゆる場面や機会をとらえて、随時行う相談活動。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 偶発的な接触の機会を意図的・積極的にとらえること。 ・ 気軽に日常的な話題を投げ掛けてみること。 ・ 継続的な相談へ発展できる糸口にすること。
呼出し相談	<p>気掛かりな児童生徒を積極的に呼んで行う相談活動。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 不安をもたせないようにすること。 ・ 面接の目的を明確に伝え、児童生徒の都合を聞くこと。 ・ 問題の核心に触れる際は慎重を期すこと。 ・ 一方的な指示に陥らないようにすること。 ・ 面接に要するおおよその時間を伝えておくこと。
自発相談	<p>児童生徒が自ら進んで相談を求めてくることによって行われる相談活動。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 信頼関係が生まれたあかしであると同時に、深刻な問題が潜在するので、よき聴き手に徹し、判断を誤らないこと。

(3) 教育相談の進め方と基本

教育相談は、主として教師と児童生徒とが話し合いを通して、広く児童生徒の適応上の問題の解消を図るほか、児童生徒の自立や自己の可能性を發揮する過程を重視しながら、自立や自己実現を促す指導・援助です。

指導・援助の効果を上げるためには、教師の一方的な語り掛けや説得だけでは適切ではありません。児童生徒自らが自己を振り返り、



納得し、新たな意欲と責任をもって、自身のなすべきことを決定し、実行できるように相談を進める工夫と実践が必要です。

(4) 教育相談における教師の基本的態度

- ア 説得するという姿勢ではなく、児童生徒の言葉を引き出し、心を込めて聴くことに努めます。
- イ 児童生徒の立場になって悩みや苦しみ、心情、言葉の意味を理解しようと努めます。
- ウ 児童生徒の考えや行動を評価・批判しないで、まず、児童生徒の言葉に耳を傾け、受け入れます。
- エ 児童生徒の自己決定、自己選択を促します。

(5) 学級担任による教育相談の限界

次のような場合は、速やかに保護者や関係機関と十分連携を図り、適切に対応していくことが重要です。

- ア 器質的な原因に基づく身体的な問題
- イ 特別支援教育の対象になるような児童生徒の問題
- ウ 生活保護など公的扶助が必要な問題
- エ 施設への保護・入所等の問題

(6) 学級担任が教育相談を進める上での留意事項

- ア 児童生徒が学級担任に自分の弱点を知られたくないため、率直に問題を訴えたり、相談したがないことがあります。
- イ 教育相談が、児童生徒に教える者と教えられる者との関係で進められていると受け取られることがあります。

このような事態にならないためには、常日ごろから児童生徒との人間関係・信頼関係を築いておくことが重要であり、その基礎はいかに児童生徒を受け入れ、共感的な理解ができるかという教師の豊かな人間性によるところが大きいと思われれます。

また、自分自身で対応しきれないような場合は、速やかに学年主任、教頭、校長に相談することも重要です。

- ウ 学級担任として、児童生徒の指導に責任を感じるあまり、問題を一人で抱え込み、解決を遅らせたり、こじらせたりすることがあります。

周囲の同僚や先輩教師、児童生徒の保護者、地域社会、関係機関等の助言や協力を得て対処する態度も必要です。

5 スクールカウンセラー等との連携

(1) 教育相談体制の充実

- ア 生徒指導に関する校内分掌を明確化・具体化し、その中に組織の一員としてスクールカウンセラー等を位置付けます。

イ スクールカウンセラー等の来校日を広報し、すべての児童生徒及び保護者がスクールカウンセラーに相談できる体制を整えます。

(2) 生徒指導全般へのかかわり

ア 管理職、生徒指導主事、各学年の生徒指導担当、学年主任、教育相談担当、養護教諭、スクールカウンセラー等からなる定期的な生徒指導会議を開催し、深刻な問題行動等につながりかねない児童生徒の行動や態度について、情報交換や指導方針の検討・確認を行い、その結果を関係職員に周知して共通理解を図り、チームを組み、相談や指導に当たります。

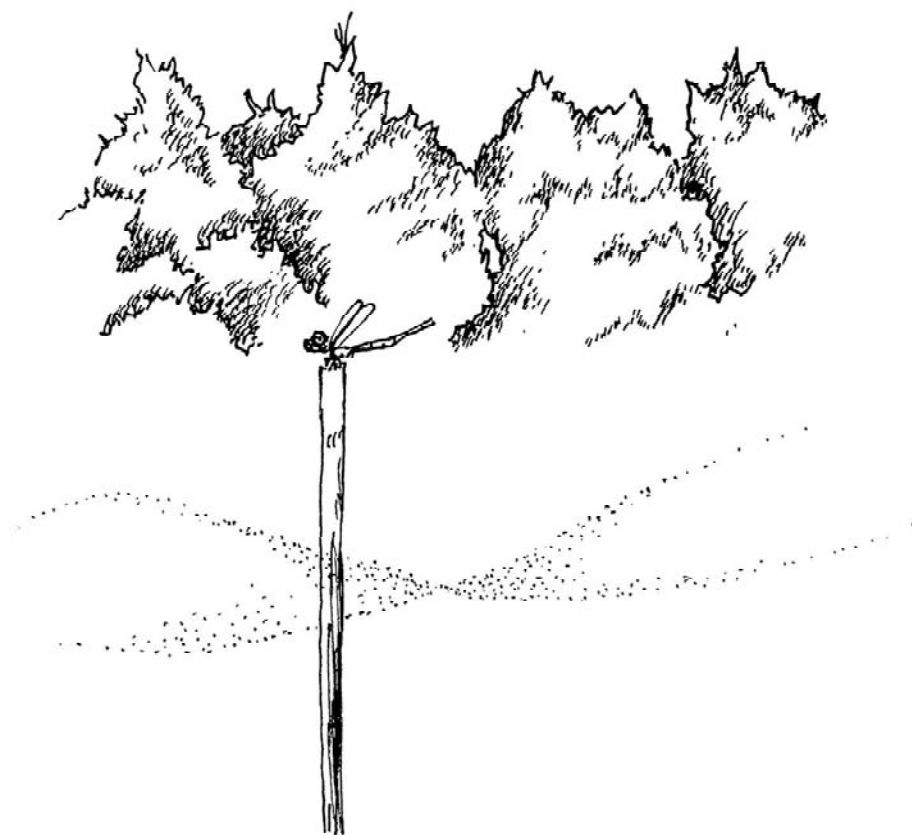
イ スクールカウンセラーが校内研修の企画・立案について、専門的な見地から助言を行います。

(3) 連携を進める上での留意点

ア スクールカウンセラー等については「心の専門家」としての専門性と学校外の人材であることによる外部性とにより効果を上げています。

イ 守秘義務については、狭義の守秘義務を前面に出すのではなく、学校全体で守秘義務の大切さを考えています。

ウ 虐待防止法は、虐待の確証はなくとも疑いの段階で通告するよう求めており、この通告義務は守秘義務より優先します。



第9章 学校における問題行動等への対策

悩み、つまずき、迷える児童生徒を健全に育成するために、非行等問題行動への対策を知っておく必要があります。

1 問題行動と非行

(1) 問題行動の意味

問題行動とは、次のような行動を言います。

- ア 社会的に好ましくなく、家庭や学校、地域で問題となる行動。
- イ 年齢に応じた発達を示していないため、現在及び将来の社会生活への適応が困難になると予想される行動。

さらに、問題行動は大きく反社会的行動と非社会的行動の二つに分けることができます。反社会的行動とは一般に、他人に危害または迷惑を及ぼす行動で、非行やけんか、乱暴、悪口、いじめ、虚言などを言います。非社会的行動とは一般に、対人的・社会的接触を避け、自己の健全な発達を妨げる行動で、極端な無口や内気・臆病、孤立、無気力、投げやりな生活態度、不登校、家出、自殺の企て、薬物乱用、さらには神経症的行動などを言います。

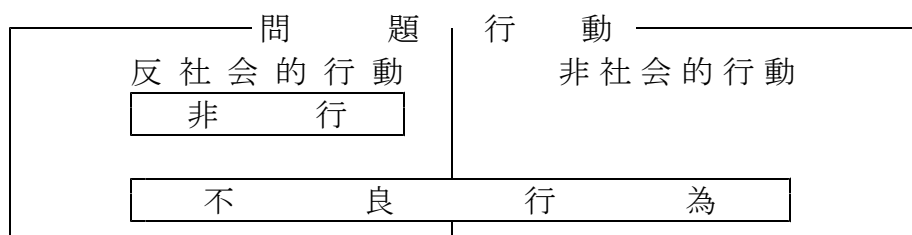


(2) 非行の意味

非行とは、法的な措置の対象となる行為を言い、次の3つをさします。

- ア 14歳以上20歳未満の少年が刑罰法令に違反した犯罪行為
- イ 14歳未満の少年が刑罰法令に違反した触法行為
- ウ 将来、犯罪に発展する恐れがあるぐ犯行為

これらの非行を犯すと補導の対象となります。補導の対象となる行為は、非行のほかに不良行為があります。不良行為とは非行化の前兆となる行為で、喫煙、飲酒、深夜徘徊、不良交友、不健全娯楽、怠学、薬物の乱用、刃物等所持、家出、無断外泊、暴走行為、不健全性的行為などを言います。



(3) 発生のしくみ

児童生徒の非行等問題行動は、個人の資質的要因と環境的要因の相互作用的な関わりの中であって、学校生活への不適応や人間関係の未熟さ、非行グループの影響あるいは家庭や社会への反発、学校や教師に対する不満などがきっかけとなって表面化してくるものと思われます。

2 問題行動等への対策とその留意点

(1) 不登校

ア 不登校とは

何らかの心理的、情緒的、身体的、あるいは社会的要因・背景により、児童生徒が登校しない、あるいはしたくてもできない状況にあることです。ただし、病気や経済的な理由による場合を除きます。

イ 不登校の要因・背景等

不登校は特定の子どもの特有の問題によって起こるのではなく、どの子どもにも起こりうるものであるという認識を持つことが必要です。また、不登校の状態が継続することは、本人の進路や社会的自立のために望ましいことではなく、その適切な対策を講ずることが重要です。

不登校の原因や背景は、学校や教育の問題のみではなく、家庭、地域・社会の問題など様々な要因が複雑に絡み合っている場合が多く、個々の不登校児童生徒についても、その抱える問題や背景などは様々です。

そのため、不登校対策は多様な実態を視野に入れなければならない、一括に取り扱い、論じることは避けるべきで、個々の要因に応じた適切な対応が必要になります。

ウ 不登校への基本的対応

平成15年4月の不登校問題に関する調査研究協力者会議の報告「今後の不登校への対応の在り方について」では、基本的な考え方として、

- ① 将来の社会的自立に向けた支援
 - ② 連携ネットワークによる支援
 - ③ 将来の社会的自立のための学校教育の意義・役割
 - ④ 働きかけることやかかわりを持つことの重要性
 - ⑤ 保護者の役割と家庭の支援
- が掲げられています。

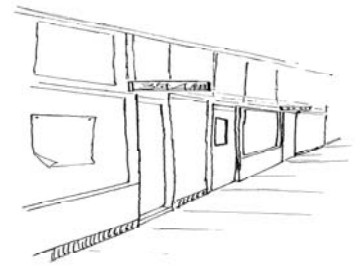
これらの基本的な考え方に立ち、学校においては不登校を生じさせない学校作りに取り組むために、

- ① きめ細かい教科指導や学ぶ意欲をはぐくむ指導の充実
 - ② 児童生徒の帰属意識や人間関係の形成に資する特別活動の充実
 - ③ いじめや暴力行為の未然防止、早期発見・早期対応への取組みの充実
 - ④ 小・中学校間の接続の改善を図る取組み
- などの観点からが大切です。

また、不登校の児童生徒への対応としては、

- ① 担任だけが抱え込まない指導体制の充実
- ② 教育相談に関する教員の資質向上

- ③ スクールカウンセラーや関係機関等との連携
 - ④ 情報共有のための児童生徒の個別指導記録の作成
 - ⑤ 当該児童生徒の学習評価の工夫
 - ⑥ 保護者との連携
- などがあげられます。



エ 保健室、適応指導教室の活用

友人関係や教師との信頼関係を立て直し、心の安定を取り戻すための手だての一つとして、一時的に保健室で過ごさせることが効果的な場合もあります。保健室では、不安感を取り除き、自己理解を促し、自信を呼び戻して将来について見通しを持つよう援助することが望まれます。

また、適切に連携を取りながら適応指導教室への通所が有効な場合があります。適応指導教室では、学校生活への復帰を支援するために、カウンセリング、教科指導、集団生活への適応指導を組織的・計画的に行います。

(2) いじめ

ア いじめとは

「当該児童生徒が、一定の人間関係のある者から、心理的・物理的な攻撃を受けたことにより、精神的な苦痛を感じているもの。」です。なお、起こった場所は学校の内外を問いません。

イ いじめの態様

- ① 冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、いやなことを言われる。
- ② 仲間はずれ、集団による無視をされる。
- ③ 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。
ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。
- ④ 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
- ⑤ いやなことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
- ⑥ パソコンや携帯電話で、誹謗中傷やいやなことをされる。
- ⑦ その他

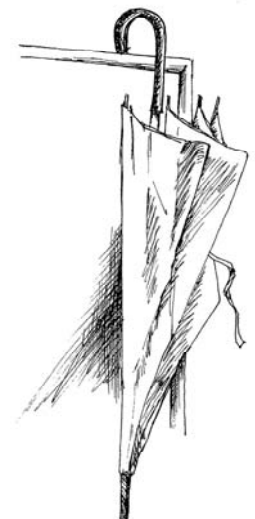
ウ いじめの実態

近年のいじめの問題は、陰湿であること、一方で遊び半分のものも多く見られることなどの特徴があると指摘されています。

また、いじめを行う児童生徒の動機は、怒りや憎しみからのもの、うっぶん晴らしからのものなど、単に相手を攻撃するためだけのものから、楽しみのため、相手の関心を引くため、仲間を引き入れるためというように様々なものがあります。

従って、これらをきちんと見極めた上で指導を行わなければ、かえって問題を複雑にしてしまう結果にもなりかねませんので、日頃から児童生徒の友人関係等についてきめ細かい観察が必要となります。

特に友人関係で対等な関係が保たれていないもの、行動内容に問題があるもの、極度に閉鎖的なものなどについては細心の注意が必要です。



エ いじめ問題への対応（基本的な認識）

- ① 弱いものをいじめることは人間として絶対に許されないという強い認識に立つこと。
- ② いじめられている子どもの立場に立った親身な指導を行うこと。
- ③ 教師の児童生徒観や指導の在り方が問われる問題であること。
- ④ 家庭教育の在り方に大きな関わりを有していること。
- ⑤ 学校、家庭、地域社会などすべての関係者がそれぞれの役割を果たし、一体となって取り組むことが必要であること。

学校は、児童生徒にとって楽しく学び生き生きと活動できる場であることが大切であり、いじめの問題の解決について学校は大きな責任を有します。以上のことをふまえ、学校においては次のような取り組みが大切になります。

- ① いじめは人間として絶対に許されないという認識を一人一人の児童生徒に徹底すること。
- ② いじめをはやし立てたり、傍観したりする行為もいじめる行為と同様に許されないという認識を持たせること。
- ③ いじめを大人に伝えることは、正しい行為であるという認識を児童生徒に持たせること。
- ④ いじめられている児童生徒やいじめを告げたことによっていじめられるおそれがあると考えている児童生徒を徹底して守り通すという毅然とした態度を、教員が日頃から示すこと。
- ⑤ 学校教育活動全体を通して、お互いを思いやり、尊重し、生命や人権を大切にす態度を育成し、生きることの素晴らしさや喜び等について適切に指導すること。
- ⑥ 学級活動や児童・生徒会活動等の場を活用して、児童生徒自身がいじめの問題の解決に向けてどうかかわったらよいかを考え、主体的に取り組むようにすること。
- ⑦ すべての児童生徒が自ら参加でき、わかりやすい授業を工夫するなど、個に応じた指導に努めること。また、学習が遅れがちな児童生徒には十分な補充指導を行うとともに、学校行事や部活動等において自己存在感を持つことができる場合が多いことを念頭に、子どもの「心の居場所」となるような学校づくりに努めること。

オ いじめる児童生徒への対応

いじめを行った児童生徒に対しては、心理的な孤立感・疎外感を与えることなどがないように、教育的配慮の下、いじめの非人間性やそれが他人の人権を侵す行為であることに気づかせ、他人の痛みを理解できるような教育的な指導を徹底して行うことが必要です。

場合によっては、一定期間、校内において他の児童生徒と異なる場所で特別の指導計画を立てて指導することが有効な場合もあります。

さらに、いじめの状況によってはいじめられる児童生徒を守るために、いじめる児童生徒に対し出席停止の措置を講じたり、警察等の関係機関との連携したりすることも必要です。



なお、いじめた児童生徒が、いじめを繰り返したり、いじめられる側になったりする事のないよう、継続して十分な注意を払い、適切に指導する必要があります。

カ いじめられる児童生徒への対応

いじめを受けている児童生徒には、いじめの解決に向けての様々な取組みを進めつつ、児童生徒の立場に立って、緊急避難措置として欠席を弾力的に認めたり、グループ替えや席替え、さらには学級編成替えや転校といった措置をしたりすることも考えられます。

その際、保護者との連携を十分に図ること、本人の学習に支障が生じることのないよう配慮すること、関係機関や学校間の連携を十分に図ることなどが大切になります。

(3) 暴力行為

ア 暴力行為の形態

児童生徒の暴力行為は、その形態や程度が様々であり、生徒間の喧嘩のようなものから、教師に対する暴力行為まで多岐にわたります。

文部科学省の「生徒指導上の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」では、その形態を「対教師暴力」、「生徒間暴力」、「対人暴力」、「器物損壊」の4つに分類しています。

イ 暴力行為の防止

自分の思い通りにならないときでも、暴力に訴えてしまう事のないよう、日頃から、折に触れて規範意識を醸成することやコミュニケーション能力の育成を図る教育を進めていくことは、取りも直さず人格形成をねらいとする生徒指導の基本となります。加えて、普段から教師と児童生徒との信頼関係を深めておくことが重要です。

学校の体制としては、児童生徒の日頃の行動や態度等についての情報交換、分析を行うとともに、問題をもつ児童生徒に対する学校としての対応方針を決定するため、校長、教頭、生徒指導主事、教務主任、学年主任、保健主事、養護教諭、学校医、スクールカウンセラーなどで構成する会議等を設けるなどの方策を講じる必要があります。

また、暴力行為が発生した場合に備え、各教職員の役割分担を明確にし、全教職員が一致協力して対応できる体制を整備しておく必要があります。

ウ 暴力行為発生時の対応

実際に暴力行為が発生した場合には、学校は、その状況、経緯、対応方針について、児童生徒、保護者、関係機関、マスコミ等に速やかに説明を行うように努めなければなりません。

また、加害児童生徒に対しては、当該児童生徒との信頼関係を基底に置きつつ、問題行動の内容、程度、状況等に応じ、懲戒や弁償を含め、適切な指導を行うこととなりますが、場合によっては出席停止の措置を講ずるなど、毅然とした対応をとることも必要です。



3 出席停止

(1) 出席停止とは

公立小学校及び中学校において、学校が最大限の努力をもって指導を行ったにもかかわらず、性行不良であって他の児童生徒の教育の妨げがあると認められる児童生徒があるときは、市町村教育委員会が、その保護者に対して、児童生徒の出席停止を命ずることができます。(学校教育法第26条、第40条)

(2) 出席停止の趣旨・意義

本人に対する懲戒という観点からではなく、学校の秩序を維持し、他の児童生徒の義務教育を受ける権利を保障するという観点から設けられた制度です。

(3) 出席停止の要件

ア 基本的な要件は、性行不良であることと、他の児童生徒の教育の妨げがあると認められることの2つとなっており、性行不良に関して、4つの行為類型が掲げられ、それらを1または2以上繰り返し行うことが示されています。

イ 「性行不良」の例

- ① 他の児童生徒に傷害、心身の苦痛又は財産上の損失を与える行為
- ② 職員に傷害又は心身の苦痛を与える行為
- ③ 施設又は設備を損壊する行為
- ④ 授業その他の教育活動の実施を妨げる行為

(4) 出席停止の手順

ア 事前の手続き

① 事前の説明等

- ア) 保護者等の全体に対して、理解を促す説明の実施
- イ) 個別の指導記録を作成し、問題行動の事実関係や指導内容等を記載

② 意見の聴取

- ア) 当該保護者の意見聴取
(直接対面、指導方針の説明、保護者の理解と協力)
- イ) 当該児童生徒の意見聴取
- ウ) 被害者である児童生徒や保護者からの事情聴取及び対応に関する説明
- エ) 関係機関の専門的な職員の意見聴取

③ 適用の決定

- ア) 市町村教育委員会において行う
- イ) 必要に応じて関係機関への連絡
- ウ) 家庭の監護能力に著しく問題がある場合には、児童相談所に対して通告
- エ) 出席停止の期間は、学校の秩序の回復、当該児童生徒の状況、他の児童生徒の心身の安定、保護者の監護等を考慮し、総合的な判断の下に決定
- オ) 当該児童生徒の状況によっては、出席停止を解除

④ 文書の交付

ア) 命令の伝達は文書の手交又は郵送

イ) 出席停止を命ずる文書

- ・理由（根拠となる法律の条項や要件に該当する事実を含む）及び期間
- ・当該児童生徒の氏名、学校名、保護者の氏名
- ・命令者である市町村教育委員会名及び命令年月日 等

ウ) 出席停止を命ずるに当たっては、市町村教育委員会の教育長等の関係者又は校長や教頭が立ち会い、保護者及び児童生徒が同席

- ・出席停止を命じた趣旨
- ・個別指導計画の内容など今後の指導の方針について説明

イ 期間中の対応

① 保護者の責務と家庭に対する支援

ア) 当該児童生徒に対して保護者が責任を持って指導に当たることが基本

イ) 家庭環境の改善を図るため、関係機関の協力を得て指導や援助

② 当該児童生徒に対する指導

ア) 学校や学級への円滑な復帰をめざした指導や援助

- ・規範意識や社会性、目的意識等、学校や学級の一員としての自覚
- ・学習面における基礎・基本の補充や情緒の安定

イ) 学級担任、生徒指導主事等の教員が計画的かつ臨機に家庭への訪問

- ・反省文、日記、読書その他の課題学習

ウ) 学校外において行うことが基本（校内での指導を取り入れることもあり得る）

エ) 家庭の監護に問題がある場合、家庭以外の場において指導

オ) 市町村教育委員会との連携

- ・サポートチームの組織・運営
- ・教科の補充指導、自然体験や生活体験などの体験活動、スポーツ活動、教育相談などのプログラムを提供（宿泊を伴う活動を含む）
- ・社会奉仕体験や勤労体験・職業体験などの体験活動の機会の提供

カ) 児童相談所、警察等との連携

③ 他の児童生徒に対する指導

ア) 正常な教育活動が円滑になされるよう適切な措置

イ) 校内の秩序を回復

ウ) 円滑な受入れに向けた指導

エ) 被害者である児童生徒の心のケア

ウ 期間後の対応

学校復帰後の指導として、

- ① 保護者や関係機関との連携を強めながら、適切な指導の継続。
- ② 社会奉仕体験や自然体験、勤労体験・職業体験などの体験活動の実施。



4 学校における問題行動等への対策の限界

近年、児童生徒を取り巻く社会は、めまぐるしく変化し、生活様式や価値観も多様化しています。このような中で、児童生徒の問題行動等についても、その背景などは複雑化・多様化してきており、問題行動等への対策について、学校だけでは限界が生ずる場合もあることを認識する必要があります。

(1) 問題行動等の把握の限界

最近の問題行動等の背景には、子どもの意識と行動の質的变化が加わっており、子どもの心理面に関する専門的な判断の必要性、内容・程度が一定の限度を超える問題行動の発生など、学校だけでは対応しきれない新たな問題が増えてきています。

このような場合、学校だけでは問題行動等に関係した児童生徒や問題の背景、本質などの把握には限界があります。

(2) 教育相談及び指導・援助の限界

教員は、精神医学や臨床心理学の面での専門家ではありません。従って、思春期の発達障害等を起因とした心気症、抑うつ症などによる不適応児童生徒に対して、教育相談や心理検査の判定などを行う際に、思わぬ誤りが生じる場合もあります。

(3) 抱え込みからの脱却

児童生徒の問題行動等の未然防止、早期発見・早期対応に向けて、これまでも学校が中心となり努力してきました。

しかし、今後は、学校内で全ての問題を解決しようとする「抱え込み」意識を捨て、周囲の人々や関係機関等と協同して解決等に当たる姿勢を、より一層取り入れていく必要があります。



ア 内に開かれた生徒指導

組織が有効に機能し、多くの教員が機動的・組織的に動いていく土台は、学校の中に協力、協同、協業、協働の構えや意識ができているかどうかです。

これをもとに、家庭や地域社会、関係機関等との連携を図ることが重要です。

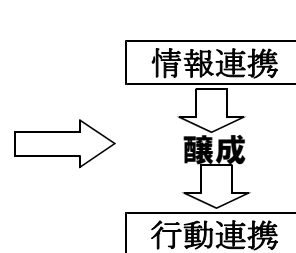
- ① 指導体制の充実
- ② 教職員間での情報の共有・分析（報告・連絡・相談）
- ③ 緊急対応体制の確立
- ④ 問題行動への毅然とした対応

イ 外に開かれた生徒指導

生徒指導を充実させるためには、家庭や地域社会、関係機関等との適切な連携や協力を図りながら行われるべきものであります。そうした連携や協力が得られることにより、一層期待される指導の効果を上げることができます。

[連携する対象]

- ① 保護者
- ② 地域団体（自治会、青少協、商工会等）
- ③ 近隣の学校（幼保・小・中・高）
- ④ 教育委員会
- ⑤ 学校評議員会、学校運営協議会
- ⑥ 関係機関、民生・児童委員、保護司（会）等



5 関係機関との連携（情報連携から行動連携へ）

（1）連携のための学校としての配慮

非行防止や健全育成に向けては、関係機関との連携が不可欠であるということは前に述べたとおりであり、実効性のある有効な連携を図るためには、次のような配慮が必要です。

- ① 連携する主な関係機関の名称と業務内容を理解する。
- ② 平素からの関係を円滑にしておく。
- ③ 学校からの情報を積極的に提供する。
- ④ 学校の考え方を明らし、学校教育の主体性を失わないようにする。

（2）関係機関の業務内容

生徒指導上の協力を要請する場合には、対象とする関係機関の業務内容を十分理解していないと誤解を招いたり、感情の行き違いを生じることもあります。

次に、主な関係機関の業務内容をあげます。

ア 警察

- ① 非行少年や不良行為少年の発見と補導について、主要な役割を果たしている。
- ② 14歳以上であれば家庭裁判所へ、14歳未満であれば児童相談所へ通告できる。
など

イ 児童相談所

- ① さまざまな問題を抱えた親子の相談に応じ、必要な調査や指導を行う。
- ② 14歳未満の触法少年、ぐ犯少年等について扱う。
- ③ 保護施設への入所や、家庭裁判所へ送致する権限を有している。
など

ウ 福祉事務所

- ① 児童生徒の養育や福祉などに関し、必要な実情の把握に努め、相談に応じ、調査や指導等を行う。
など

エ 主任児童委員、民生・児童委員

- ① 問題を抱える家庭・親子に対し、児童福祉法に基づき援助・指導等にあたる。
- ② 福祉事務所との協力、必要に応じ児童相談所や市町村長に状況を通知する。
など

オ 保護司

- ① 家庭裁判所の審判により、保護観察処分となった非行少年及び保護者の指導にあたる。
- ② 地域の青少年の実態等、広く情報交換ができる。

カ 家庭裁判所

- ① 警察、児童相談所等からの送致を受け、原則として14歳以上の犯罪少年、ぐ犯少年を対象に調査、審判により少年の指導、適切な処遇決定等を行う。
- ② 送致された少年の指導等について、学校等への助言などを行う。
など

キ 教育相談機関

青森県総合学校教育センター、市町村の教育相談室等いろいろな教育相談機関があり、さまざまな教育相談に応じている。学校としては、親子で相談に行くことを勧めたり、あるいは学校みずから相談したりして、定期的にあるいは必要に応じて連絡を取り合い、密接な連携指導が可能になる。

ク 医療機関

不登校に陥ったり、シンナー等の薬物乱用により、精神的、肉体的に何らかの障害などが疑われる場合、相談・治療にあたる。

〈参考〉 問題行動等への対応に関する関係機関

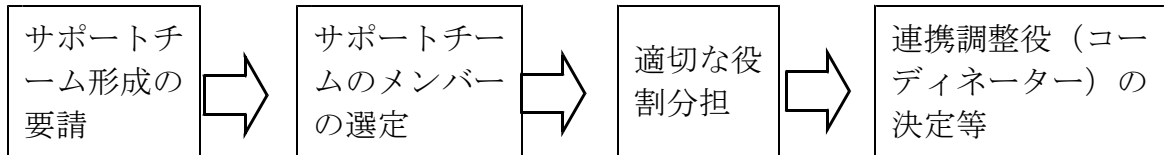
分野 関係機関等 問題行動等 の種類	教育関係			保健・医療関係			福祉関係			警察関係			矯正・更生 保護関係		その他
	教育委員会	学校	その他の教育機関	保健所・保健センター	精神保健福祉センター	病院等医療機関	児童相談所	福祉事務所	主任児童委員 民生・児童委員	警察署	少年サポートセンター	少年警察ボランティア	少年鑑別所（相談室）	保護司・保護観察所	
授業妨害等	●	●	○				○		○	○	○				○
いじめ	●	●	○				○		○	○	○	○	○	○	
暴力行為	●	●	○				○		○	○	○	○	○	○	○
不登校	●	●	○	○	○	○	○	○	○		○	○	○	○	○
家庭内暴力	○	○	○	○	○	○	●	●	○	●	●	○	○	○	
児童虐待	○	○	○	○	○	○	●	●	○	○	○	○		○	
性の逸脱行為	●	●	○	○	○	○	○	○	○	●	●	○	○	○	○
薬物乱用	○	○	○	○	○	○	○	○		●	●	○	○	○	○
暴走行為	○	○	○							●	●	○	○	○	○

○児童自立支援施設
○児童養護施設
○青少年育成団体
○弁護士会
○交通安全協会
○防犯協会・連絡所
○民間企業等
など

(注1) 一つの考え方を示したものであり、問題行動等の内容や程度及び児童生徒の置かれた状況等により、実際の関わりや中心的役割は変わってくる。
(注2) 表中の○印は、問題行動等への対応に関する機関等を示し、●印は、その中で中心的役割を担うと考えられるものを示す。
(注3) 「性の逸脱行為」とは、青少年の健全育成上支障のある性行動全般を指し、主として犯罪行為や不良行為に該当する行為をいう。

(3) サポートチーム

サポートチームは、問題行動等を繰り返す個々の児童生徒について、学校、教育委員会、関係機関等が情報を共有し、共通理解のもと、各機関等の権限等に基づいて多様なアプローチを行うために形成されるものです。



ア サポートチーム形成の要請

- ① 校長が、校区内ネットワーク等の意見を踏まえつつ、市町村教育委員会を通じて市町村ネットワークの事務局に対して行う。
- ② 校長が、教育委員会からの指導・助言に基づいて要請を行う。
- ③ 関係機関からの情報提供を受けて、教育委員会が要請を行う。

イ サポートチームメンバーの選定

- ① メンバー選定にあたっての考え方
 - ア) 当該児童生徒やその家族の状況を的確に把握し、必要とされる支援や状況の改善に役立つと思われる支援を行うことができる関係機関等を選定する。
 - イ) 適切な関係機関等の中から、実際に対応できる人物を選定する。
 - ウ) 必要な範囲に限定し、広げすぎない。
- ② メンバーの選定における工夫
 - ア) 校区内ネットワークにおける対応を踏まえ、地域の人材を積極的に活用する。
 - イ) 保護者のサポートチームへの参加も視野に入れる。

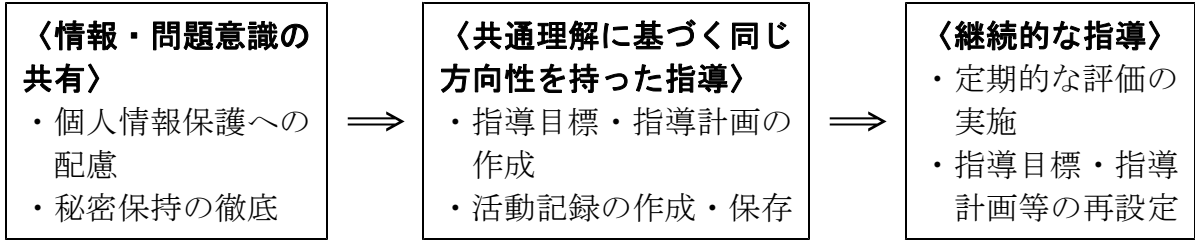
ウ 適切な役割分担

- ① 各機関等の専門性等を有機的につなげ、それらの機能を最大限活用する。
- ② 特定の機関だけに過度な負担がかからないよう、調整を行う。
- ③ それぞれの役割を明確にする。

エ 連絡調整役（コーディネーター）の決定

- ① 連絡調整役（コーディネーター）の役割
 - ア) 同じ方向性を持った指導・支援を行うために、各機関等の活動を調整する。
 - イ) 具体的な連絡・調整、個々の事例の検討会議の運営、個別指導計画の策定等を行う際の中心的な役割。
- ② 連絡調整役（コーディネーター）の役割を担う機関等
 - ア) 原則として教育委員会等が適切である。
 - イ) 個々の児童生徒の問題行動等の要因に応じて、最も適切に対応し得る市町村ネットワークの機関等が望ましい。

オ サポートチームの活動



カ サポートチームの終結等

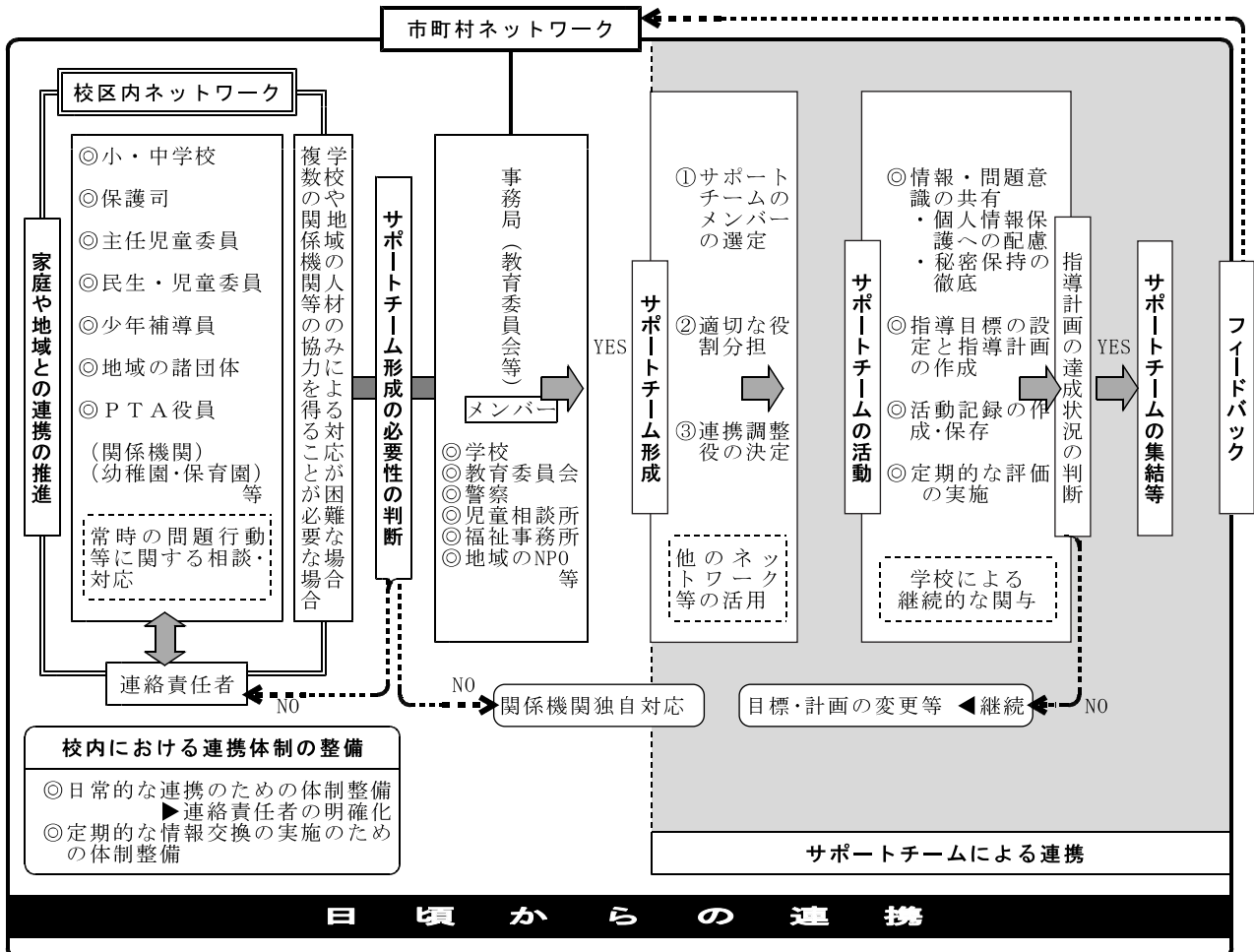
① 終結についての検討

- ア) 各機関等がそれぞれ各機関等としての方針（終結又は継続）を検討する。
- イ) サポートチームのメンバー間で協議を行い、終結又は継続を決定する。
- ウ) サポートチームを終結する場合
 - ・学校や校区内ネットワークによる対応が可能となった場合
 - ・当初の指導目標（長期）が達成されたとき
 - ・少年院送致等のように、対応が事実上不可能になった場合

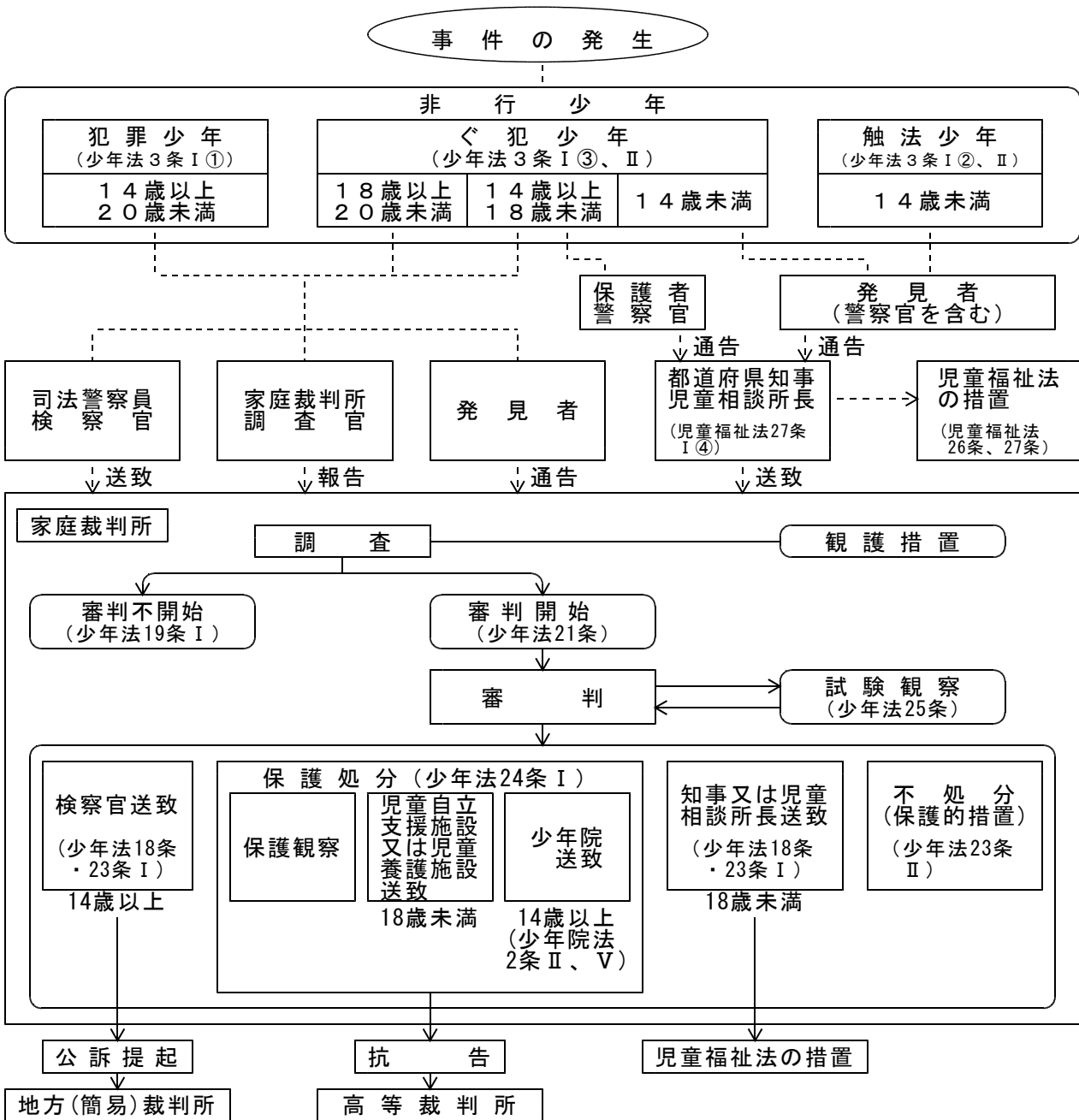
② 日頃の連携へのフィードバック

- ア) 市町村ネットワークにおけるフィードバック
- イ) 将来の活用に向けた資料の保管

<参考> 学校と関係機関等との行動連携の例



〈参考〉少年事件の手続の流れ



- 犯罪少年 罪を犯した14歳以上20歳未満の者
- 触法少年 刑罰法令に触れる行為をした14歳未満の少年
- 刑法犯少年 「刑法」及びその他の法律に規定する罪を犯した犯罪少年
- ぐ犯少年 保護者の正当な監督に服しない性癖があるなど、一定の事由があつて、その性格又は環境から判断して、将来、罪を犯し、又は刑罰法令に触れる行為をするおそれのある少年
- 非行少年 犯罪少年・触法少年及びぐ犯少年の三つの総称
- 不良行為少年 非行少年には該当しないが、飲酒、喫煙、けんかその他自己又は他人の徳性を害する行為をしている少年

第10章 家庭・地域社会との連携

教育効果を相乗的に高めるためには、家庭・地域社会との強い連携が必要です。

1 家庭環境が児童生徒に及ぼす影響

子どもの教育は、学校、家庭・地域社会それぞれが特有の機能を持って行いますが、その中でも根幹をなすのは家庭であり、子どもの性格、生活態度、物事の考え方等は、家庭の養育態度によって決定されると言っても過言ではありません。

現代の家庭の多くは、夫婦二人を中心とした家庭です。それだけに夫婦関係に問題があれば、子どもの人格形成に大きな影響を与えます。子どもを育てるに当たって何よりも大切なことは、両親が意見を一致させながらお互いの役割を分担して養育することです。

最近、共働き家庭や一人親家庭、単身赴任家庭などが増えていますが、子ども自身にとっては望ましいことではありません。しかし、こうした状況をプラスの方向に持っていかうとする保護者の姿勢によって、子どもの自立心や思いやりの心を育てることができます。

要は子どもにとって、心身ともにくつろげる場所、情緒の安定が得られる場所、そのような家庭を作ることが、子どもの養育にとって最も大切です。

2 家庭状況の把握と方法

学校が、子ども一人一人の家庭の環境や状況について、具体的に把握することはなかなか難しいことですが、子どもをよく理解し指導するためには、それぞれの家庭について知っておくことが大切です。

(1) 家庭訪問

家庭の環境や状況を知るには、家庭訪問がよい機会です。しかし、家庭にとっては知られたくないこともあります。

プライバシーに関することまで知る必要はありませんが、家庭の状況、家庭での子どもの状況、子どもに対する家族の考え方、地域の環境等は十分把握しておくことが大切です。

(2) 学校参観日、地域懇談会等

学校参観日、地域懇談会等を利用して、保護者との個人面談の中から、家庭の環境や状況を把握することも必要なことです。この場合、教師が一方的に話すのではなく、聞きたいこと、確認したいことを保護者へ働きかけ、保護者から考えていることを引き出すことが大切です。

(3) 子どもの言動等

子どもとの対話や子ども自身の行動からも多くの情報が得られることは言うまでもありません。

例えば、積極的に学習していた子どもが、投げやりになり宿題もやらなくなったとか、活発に活動していた子どもが消極的になった等、子どもは体全体を使って家庭の環境や状況の変化を示します。日ごろの子どもとの対話や観察から理解を深め、子どもの発するサインを見逃さないようにすることが大切です。

3 家庭との連携の深め方

(1) 家庭との連携の必要性

学校と家庭の望ましい関係は、相手に責任を押し付けて一方的に要求するというのではなく、互いに率直に意見を述べ合い、素直に相手の意見を聞くことによって深められます。

学校での子どもの活動、家庭や地域での子どもの生活について、互いに情報を交換し子どもをよく知り合い、それを互いの立場で指導に結び付けていく必要があります。

例えば、学校ではおとなしく、目立たない子どもが、家庭では積極的にお手伝いをする子どもだったり、学校でいじめっ子なのを保護者は知らなかったとか、子どもを一面的にのみとらえるのではなく、多面的にとらえ、子どもに対する理解を深めることが大事です。

(2) 家庭との連携の方法

連携を深めるためには、保護者と教師とが相互の理解を深めることが大切であり、次のような方法が考えられます。

- ア 学級（ホームルーム）・学年・地区懇談会等を積極的に開催し、保護者との話し合いの時間を十分確保する。
- イ 定期訪問だけでなく、ケースに応じて適切に家庭訪問を行う。
- ウ 行事予定や行事の実施結果だけでなく、日常のできごとや教師の指導方針等を掲載した学級（ホームルーム）・学年通信をこまめに発行する。
- エ 学校行事や学校評価等を活用して、保護者とのつながりを深める。
- オ 電話連絡を密にし、子どもの日常の情報を速やかに家庭に提供する。

4 連携を深めるための基盤づくり

(1) 連携のねらい

学校教育と社会教育の連携が大切であるとよく言われています。このことは、子どもを育てる上で、従来より、ともすれば学校教育に過大な期待が寄せられてきたことの反省から生じてきたものです。

学社連携は、子どもを取り巻く学校、家庭、地域社会が、互いに教育機能を発揮し、補い合い、教育的効果を相乗的に高めることを目指すものです。

(2) 連携の段階

連携は一挙に成立するものではなく、次のような段階を経て形成されるものと考えられます。

- ア 互いに相手の活動に干渉はしないが、相手の活動はよく理解しているという段階。
- イ 互いに自己の活動に関する情報を提供し合い、正しく理解してもらい、連絡・調整を図るという段階。



- ウ どちらかが主体となり、他の一方がそれに協力するという段階。
- エ 両者が一体となって目標達成のために協力・実行するという段階。

(3) 連携をする上での配慮

連携するためには、相手に対する積極的な働きかけが大切です。相手からの働きかけを待っているだけでは先に進むことができません。互いに十分な話し合いをしながら連携を必要とする課題、連携の範囲、互いの特質、役割等を確認し、理解して協力・実践することです。

そして、実践の結果について反省し、それをもとにまた実践する、この積み重ねが連携を深めることにつながります。

5 地域社会との連携の深め方

(1) 地域社会との連携の必要性

子どもは学校や家庭だけでなく、地域社会の中でも生活し、学習しながら育ちます。学校と家庭の連携だけではなく、学校と地域社会の連携を進めることも大切なことです。

(2) 地域社会との連携の方法

学校と地域社会が連携を進めていく具体的な方法としては、次のようなことが考えられます。

- ア 学校の行事によっては、地域の人々も参加できるように工夫する。(例：学校参観日、勤労・生産活動、運動会、文化祭等)
- イ 子どもたちが学校の指導・協力の下、地域の行事に参加する。(例：地域の祭り、ボランティア活動等)
- ウ 学校の施設や機能を地域に開放する。(例 公開講座の開設等)
- エ 地域の持つ教育機能を活用する。(例：公民館や少年自然の家での体験学習、総合的な学習の時間における人材や施設の利用等)
- オ 学校と地域が共同で行う事業を工夫する。(例：あいさつ運動・交通安全運動の実施等)

(3) 開かれた学校

学校と地域社会の連携を深めるには、学校が地域社会からの働きかけを待っているのではなく、学校が積極的に地域に働きかけ、地域に出ていく必要があります。

現在、各学校では、以下のように、積極的に地域に働きかけ、開かれた学校づくりに取り組んでいます。

- ・校庭や体育館、図書館、会議室、実習室等の施設設備の地区への開放。
- ・日常の授業や児童生徒の様子を地域に公開する学校参観デーの実施。
- ・部活動や学校行事、総合的な学習の時間等での地域人材や教材の活用。
- ・地域のさまざまな職場で行う職業体験活動、インターンシップの実施。
- ・教師の専門的知識や技術を生かした公開講座の開設。
- ・地域の健全育成活動や青少年育成団体への協力・援助。

など。

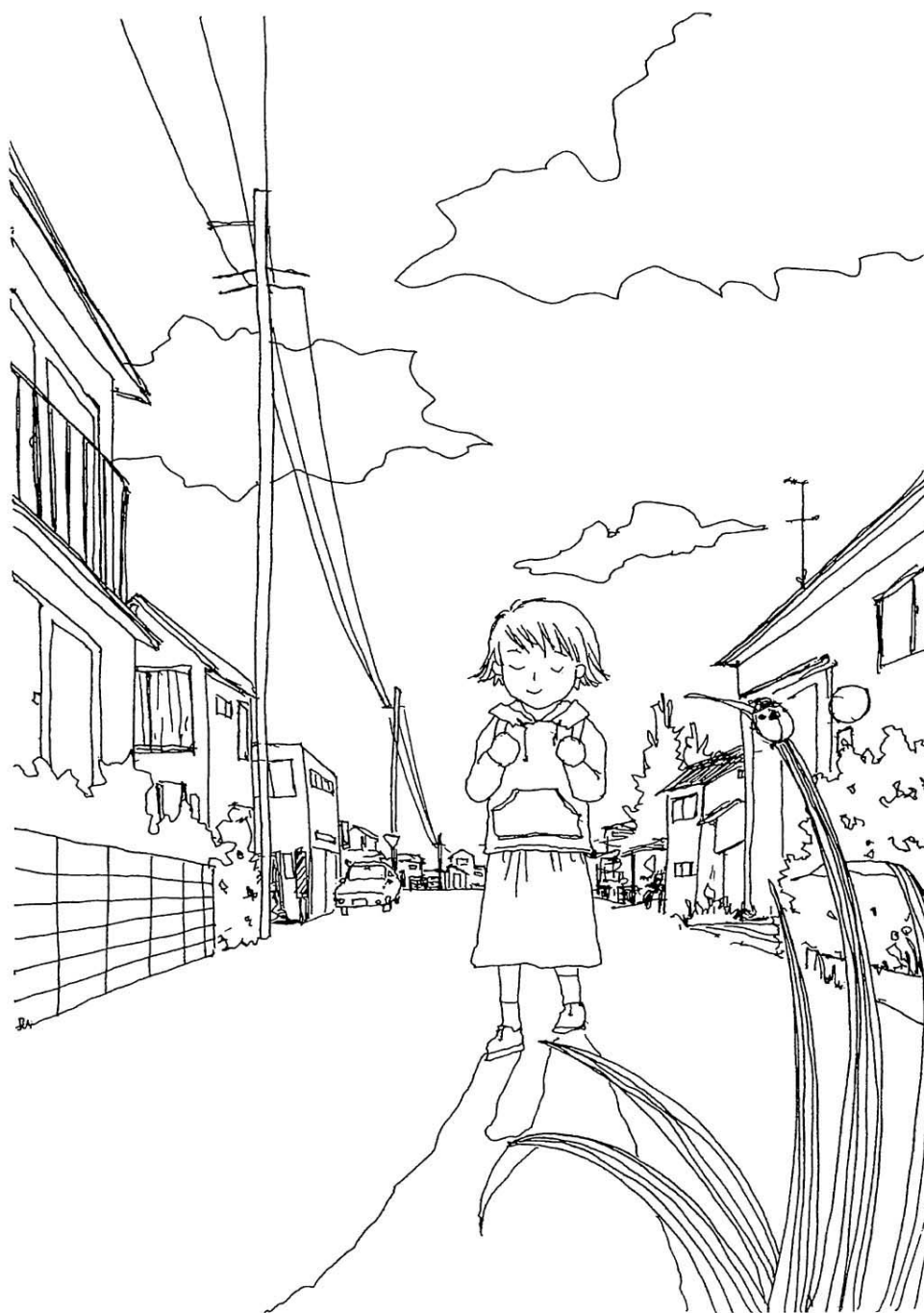
今後は、こうした取組みを軸とした連携強化をより推進するとともに、子どもの教育は地域全体で担うべきものであるという認識のもと、以下の観点からも、学校と地域がより緊密に連携し、学社融合を図っていくことが求められています。

ア 学校評議員や、地域住民による学校評価等をとおして、学校に対する地域の意見や要望を適切に把握する。

イ 地域の意見や要望に基づいて、取組みの見直しや改善、新たな取組みの創出に努める。

ウ 学校と社会教育機関・施設が共同し、放課後や休日の子育てに関する具体的な取組みを行う。

など。



第 1 1 章 学校での安全教育

事件・事故災害は、日常生活のあらゆる場面で起きており、学校の管理下をはじめとして、学校や社会生活における事故、交通事故、自然災害、原子力災害、さらには暴力や誘拐のような犯罪による被害など、多くの危険が子どもたちを取り巻いています。学校安全が取り組むべき課題は、緊急かつ重要です。

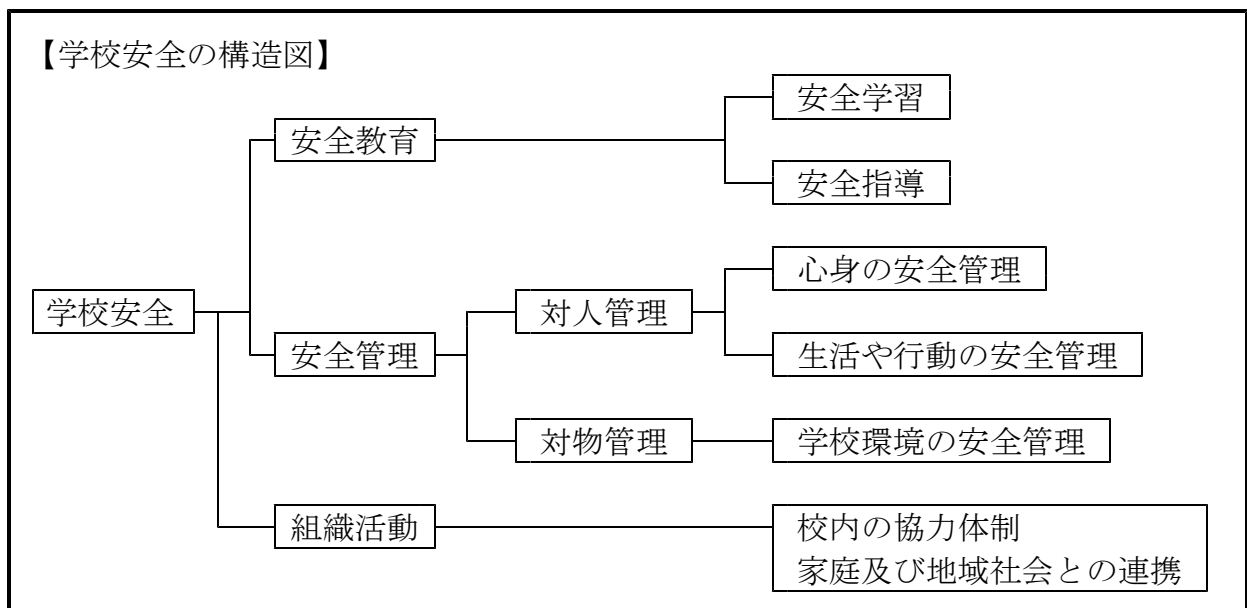
学校安全は、児童生徒が、自他の生命尊重を基盤として、自ら安全に行動し、他の人や社会の安全に貢献できる資質や能力を育成するとともに、積極的に安全な環境づくりができるようにすることが必要です。

学校安全の領域としては、「生活安全」「交通安全」「災害安全（防災）」の3つの領域があげられます。

1 学校安全の定義

学校安全は、学校における児童生徒等の安全に関する諸活動、すなわち、児童生徒等が主体(自分自身)や、外部環境に存在する様々な危険を制御して安全に行動することを目指す活動である安全教育及び児童生徒等を取り巻く外部環境を安全に保つための活動である安全管理によって構成されます。

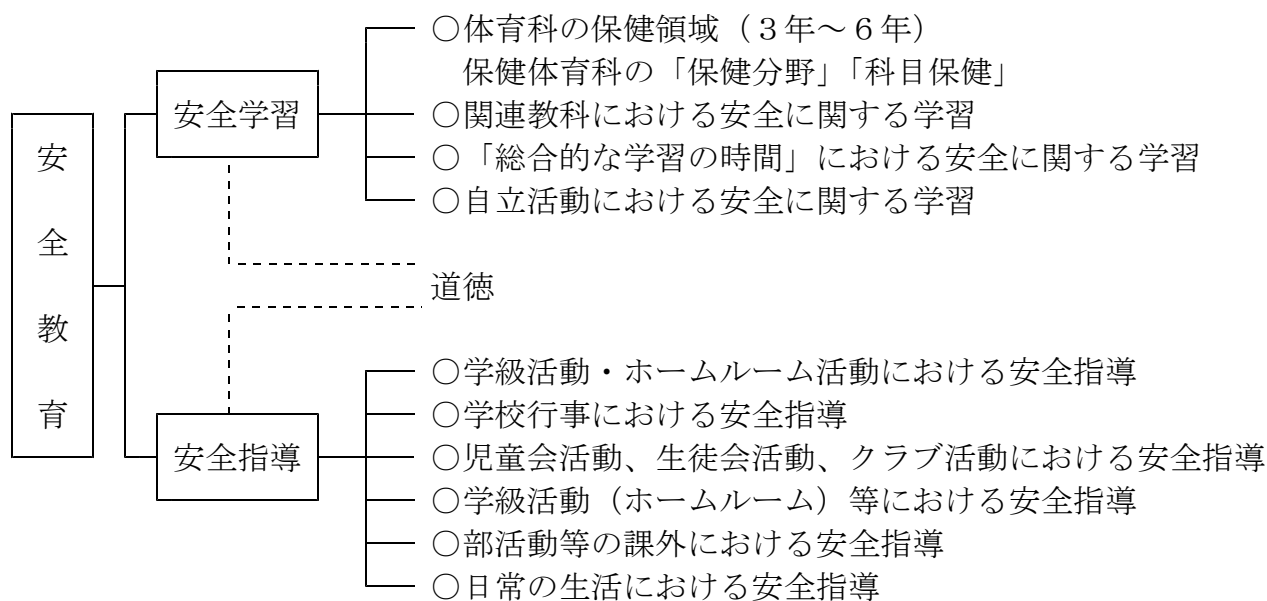
また、安全教育と安全管理の活動を円滑に進めていくための組織活動の役割も重要です。



2 学校における安全教育

学校における安全教育の概要は、次に示す図のとおり、教育課程の各教科・科目、道徳、特別活動等に位置付けられ、それぞれの特質に応じて適切に実施されるべきものであります。





3 安全教育の目標及び内容

学校における安全教育の目標は、日常生活全般における安全確保のために必要な事項を実践的に理解し、自他の生命尊重を基盤として、生涯を通じて安全な生活を送る基礎を培うとともに、進んで安全で安心な社会づくりに参加し貢献できるような資質や能力を養うことです。具体的には次の3つの目標があげられます。

- ア 日常生活における事件・事故災害や犯罪被害等の現状、原因及び防止方法について理解を深め、現在及び将来に直面する安全の課題に対して、的確な思考・判断に基づく適切な意志決定や行動選択ができるようにする。
- イ 日常生活の中に潜む様々な危険を予測し、自他の安全に配慮して安全な行動をとるとともに、自ら危険な環境を改善することができるようにする。
- ウ 自他の生命を尊重し、安全で安心な社会づくりの重要性を認識して、学校、家庭及び地域社会の安全活動に進んで参加し、貢献できるようにする。

(1) 安全教育の重点

ア 小学生

① 低学年

安全に行動することの大切さを理解し、安全のためのきまり・約束を守ることや身の回りの危険に気付くことができるようにします。

また、危険な状態を発見した場合や事件・事故災害発生時には、教員や保護者など近くの人に速やかに連絡し、指示に従うなど適切な行動ができるようにします。

② 中学年

「生活安全」「交通安全」「災害安全」に関する様々な危険の原因や事故の防止について理解し、危険に気付くことができるとともに、自ら安全な行動をとることができるようにします。



③ 高学年

中学年までに学習した内容を一層深めるとともに、様々な場面で発生する危険を予測し、進んで安全な行動ができるようにします。

また、自分自身の安全だけでなく、家族など身近な人々の安全にも気配りができるようにします。さらに、簡単な応急手当ができるようにします。

イ 中学生

小学校での理解をさらに深め、交通安全や日常生活に関して安全な行動をとるとともに、応急手当の技能を身に付けたり、防災への日常の備えや的確な避難行動ができるようにします。

また、他者の安全に配慮することはもちろん、自他の安全に対する事故責任感の育成も必要です。さらに、学校、地域の防災や災害時のボランティア活動等の大切さについても理解を深め、参加できるようにします。

ウ 高校生

自らの安全の確保はもとより、友人や家族、地域社会の人々の安全にも貢献する大切さについて一層理解を深めます。

また、心肺蘇生法などの応急手当の技能を高め、適切な手当が実践できるようにします。

さらに、安全で安心な社会づくりの理解を深めるとともに、地域の安全に関する活動や災害時のボランティア活動等に積極的に参加できるようにします。

エ 障害のある児童生徒等

児童生徒等の障害の状態、発達段階、特性等及び地域の実態等に応じて、自ら危険な場所や状況を予想・回避したり、必要な場合には援助を求めたりすることができるようにします。

(2) 安全教育の内容

ア 生活安全に関する内容

日常生活で起こる事故の発生原因と安全確保の方法について理解し、安全に行動ができるようにします。

- ① 学校生活や各教科、総合的な学習の時間などの学習時における危険の理解と安全確保
- ② 児童会・生徒会活動やクラブ活動等における危険の理解と安全確保
- ③ 運動会、校内競技会等の健康安全・体育的行事における危険の理解と安全確保
- ④ 遠足・旅行・集団宿泊的行事、勤労生産・奉仕的行事等学校行事における危険の理解と安全確保
- ⑤ 始業前の放課後等休憩時間及び清掃活動等における危険の理解と安全確保
- ⑥ 登下校や家庭生活等における危険の理解と安全確保
- ⑦ 野外活動等における危険の理解と安全確保
- ⑧ 事故発生時の通報と応急手当



- ⑨ 窃盗、誘拐、障害などの犯罪に対する適切な行動の仕方など、学校や地域社会での犯罪被害の防止
- ⑩ 携帯電話やコンピュータ等の情報ネットワークによる犯罪被害の防止と適切な利用の必要性
- ⑪ 施設設備の状態の把握と安全な環境づくり

イ 交通安全に関する内容

様々な交通場面における危険について理解し、安全な歩行、自転車・二輪車等の利用ができるようにします。

- ① 道路の歩行や道路横断時の危険の理解と安全な行動の仕方
- ② 踏切での危険の理解と安全な行動の仕方
- ③ 交通機関利用時の安全な行動の仕方
- ④ 自転車の点検・整備と正しい乗り方
- ⑤ 二輪車の特性の理解と安全な利用
- ⑥ 自動車の特性の理解と自動車乗車時の安全な行動の仕方
- ⑦ 交通法規の正しい理解と遵守
- ⑧ 運転者の義務と責任についての理解
- ⑨ 幼児、高齢者、障害のある人、傷病者等の交通安全に対する配慮
- ⑩ 安全な交通社会づくりの重要性の理解と積極的な参加

ウ 災害安全に関する内容

様々な災害発生時における危険について理解し、正しい備えと適切な行動がとれるようにします。

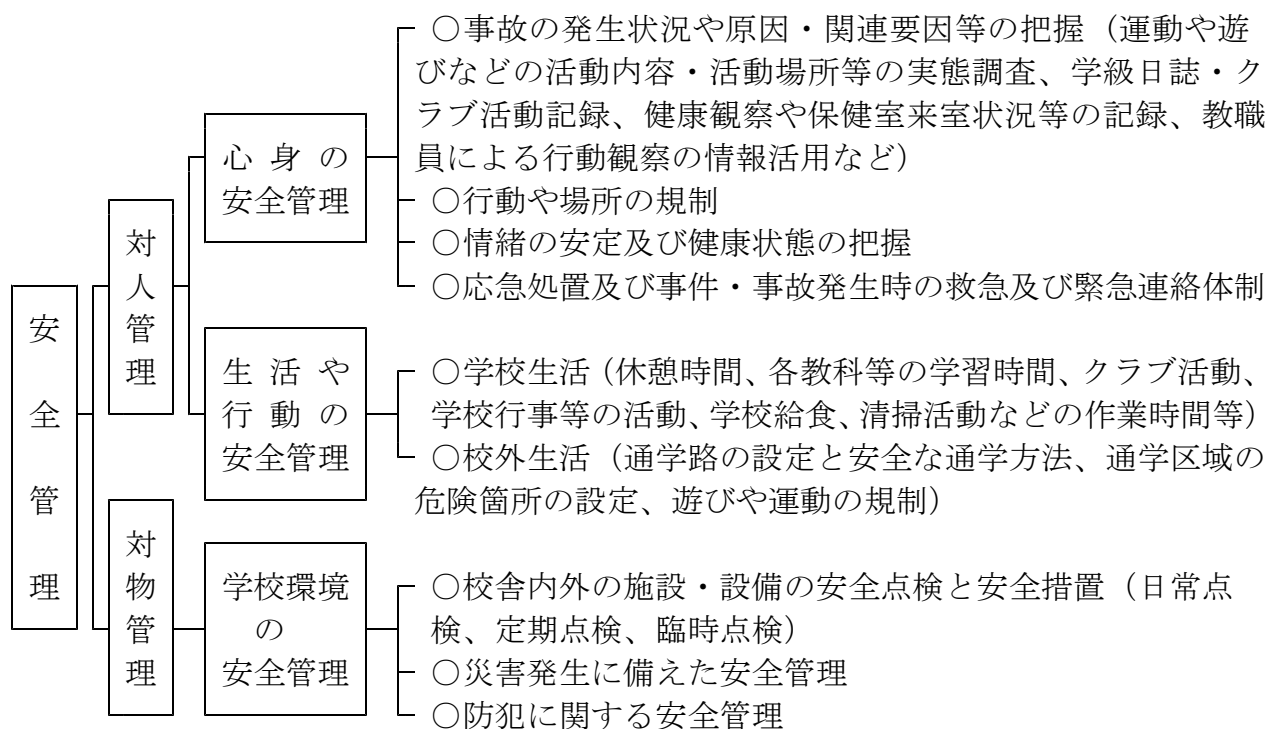
- ① 火災発生時における危険の理解と安全な行動の仕方
- ② 地震・津波発生時における危険の理解と安全な行動の仕方
- ③ 火山活動による災害発生時の危険の理解と安全な行動の仕方
- ④ 風水（雪）、落雷等の気象災害発生時における危険の理解と安全な行動の仕方
- ⑤ 放射線の理解と原子力災害発生時の安全な行動の仕方
- ⑥ 避難所の役割と避難経路についての理解、避難の仕方
- ⑦ 災害に対する備えについての理解
- ⑧ 地域の防災活動の理解と積極的な参加
- ⑨ 災害時における心のケア

4 学校における安全管理

学校における安全管理は、事故の要因となる学校環境や児童生徒等の学校生活における行動等の危険を早期に発見し、それらの危険を速やかに除去するとともに、事件・事故や災害が発生した場合に、適切な応急手当や安全措置ができるような体制を確立して、児童生徒等の安全の確保を図るようにすることが大切です。

ただし、安全管理のみではその実現は難しく、安全教育と一体的な活動を展開することによって、はじめて学校における安全が確保できるものです。安全管理はその対象及び内容から、次のように対人管理と対物管理の二通りに分けられます。





5 安全指導と安全管理における組織活動

安全指導と安全管理を効果的に進めていくためには、これらの活動を学校の運営組織の中に具体的に位置付けることが重要です。

とりわけ、教職員による役割分担と連携は、全教職員が共通理解の上に立って推進すべきです。

また、開かれた学校の促進という観点から、学校と家庭、地域の関係機関・団体等及び学校相互の連携や情報交換を密にし、実効のある組織活動を展開していかなければなりません。

さらに、常に最新の情報が活用できるように、ネットワークの整備と適切な利用を促進していくべきです。

(1) 教職員の役割と校内の協力体制

ア 教職員の共通理解

学校安全においては、教職員一人一人が事故防止に対する注意義務を十分に認識し、積極的に安全指導や安全管理にかかわるべきです。また、事件・事故災害発生時には、常に全教職員が応急手当ができるように、研修会などを通して応急手当の手順と技能の習得を図ることが重要です。

また、日常的にあらゆる機会を利用して、教職員間で安全に関する情報交換を行います。

さらに、年間計画は、教職員の話し合い等をもとに、緊急性の高いものや学年間の連携が必要なものなどを考慮して作成します。指導内容や指導方法を決める場合には、その内容を明確にし、精選された教材を例示するなど、多くの教師が指導の効果を上げられるように配慮することが重要です。

イ 校内の協力体制

安全指導と安全管理を推進するための学校運営組織では、全教職員がそれぞれに役割を分担し、それらを統合することができるようにしなければなりません。その際、校務分掌、校内規程等において、教職員の役割分担と責任が明確になっていることが必要です。

また、仕事の内容が具体化されており、各組織間が有機的なつながりをもつことが求められます。

さらに、学校安全の諸活動は継続していくことが重要であり、計画・実践・評価に基づいて運営するように配慮します。

ウ 学校安全委員会等の組織と効果的な実践活動

全教職員の協力によって設定された活動内容であっても、それが日々実践活動に結び付くために、学校安全委員会等を中心にして、家庭、地域社会と有機的関連を図っていくようにします。

また、児童会・生徒会の意見の取り入れ、児童生徒等一人一人が主体的に安全を確保することができるようにします。

さらに、同一地域内の園・学校での指導と連携を図り、地域全体の安全活動となるように、学校相互や校種間相互の連携や交流を積極的に行うことが重要です。

(2) 家庭、PTAとの連携

児童生徒等の事故は、学校内だけでなく、校外の生活で起こるものが少なくありません。家庭への支援・協力を求めるとともに、PTA活動等を通じて、教師と保護者が協力して事故防止や安全にとって望ましい行動の育成に当たることが大切です。

(3) 地域社会や地域関係機関・団体との連携

ア 地域関係機関・団体との連携

学校における安全指導、安全管理を効果的に進めるためには、地域関係機関・団体との連携を緊密にすることが大切です。

イ 地域に根ざした安全教育と地域の組織など関係機関・団体との連携

学校安全活動の活性化と充実を図るためには、学校安全活動に関連する人的資源、教材学習の場などを、家庭や地域社会に積極的に求めていくことが必要です。その内容や方法は、学校や地域の実態に応じて選択、工夫されなければなりません。

ウ 開かれた学校と防犯

学校の情報提供や施設開放などを含めた「地域に開かれた学校」づくりの推進は、ますます重要となっています。しかし、反面、学校の防犯への配慮も必要です。

(4) 安全についての情報の活用

災害発生時には、迅速に対応することが求められます。その際、様々なメディアイを通じた情報利用が可能です。

ア テレビ、ラジオの情報活用

風水（雪）害、落雷等の気象災害や火山活動による災害では、災害発生時の情報はもちろん、あらかじめ災害発生の有無や避難についての情報を得ておくことが極めて重要です。

イ 電話、コンピュータ等を通じた情報の活用

コンピュータや電話（携帯電話、PHSを含む）を利用することで、情報を得るだけでなく、自分から情報を発信することも可能であり、災害時には大きな役割を果たします。

6 不審者への対応

(1) 不審者侵入に対する危機管理

ア 不審者侵入を未然に防ぐための危機管理

第1に、不審者の侵入を未然に防ぐための危機管理です。学校内への不審者の侵入を防ぎ、子どもや教職員等の安全を脅かす事態が生じないように、対策を講じなければなりません。

イ 事件発生直後の危機管理

第2に、万が一不審者侵入事件が発生した場合において、事件発生直後に行う危機管理です。侵入した不審者から、子どもや教職員等の安全を守り、速やかな状況把握と救急・救命、被害の拡大防止・軽減を行うための対策を講じなければなりません。

ウ 侵入者退去後・逮捕後の危機管理

第3に、万が一不審者侵入事件が発生した場合において、侵入者が退去した後、または逮捕された後に行う危機管理です。事態の收拾や、内外からの問い合わせに対応するとともに、事件・事故の再発防止と教育の再開に向けた対策を講じなければなりません。

(2) 学校の危機管理体制構築のための留意点

ア 学校、地域、関係機関・団体等の特性や実態に即したものとする。

イ 子どもの安全確保を最優先に考える。

ウ 校長、教頭、役割を担っている教員が不在の場合でも対応できるようなものにする。

エ 多様な事態にも柔軟に対応できるように工夫する。

また、これらの体制が有効に機能するように、学校内はもちろんのこと、地域や関係機関・団体等とも活発な情報交換を行って、共通理解を図ることが求められます。

(3) 日常の取組みを行う体制づくり

ア 学校独自の「危機管理マニュアル」の作成・運用

各学校で独自の「危機管理マニュアル」を作成し、運用するための体制整備が必要です。マニュアル作成にあたっては、文部科学省等が作成したマニュアルや警察や防犯協会の資料・助言を参考にし、学校や地域の実情を勘案し具体的で誰にでもわかるような明確な内容や表現とし、すぐ使える学校独自のマニュアルであり、マニュアルが有効に機能するように訓練や点検を継続的に行うことが必要です。

イ 不審者侵入時の教職員の役割分担の明確化

学校への不審者侵入などの事態に対処するために、あらかじめ教職員の役割分担を決めておくことが必要です。各学校の特性・実態に応じた役割の設定や分担を行うことが必要です。また、役割を分担している教職員が不在の場合でも機能するための工夫や、教職員の共通理解を図ることも考慮しなければなりません。加えて、予想していなかった事態が生じて、柔軟に対応できるようにする必要があります。

ウ 報告・連絡・相談・確認（チェック）の体制
事件が発生して、様々な業務が生じると、情報が錯そうするだけでなく、思い違いや行き違いなどが生じます。
単に役割分担を行うだけでなく、報告・連絡・相談・確認（チェック）が確実にを行うことができる体制を日常から整備・確認しておく必要があります。



エ 不審者の早期発見・侵入防止

不審者の早期発見・侵入防止のため、学校内及び周辺の見回り、出入口について、限定し、登下校時以外は施錠するなどの適切な管理、受付などによる来訪者チェック等を徹底させるための体制の整備が必要です。

オ 設備・危機の整備

不審者侵入対策に必要な設備・機器の整備について、各学校の実情を考慮しながら効果的に取り組む必要があります。

カ 連絡体制等の整備

学校周辺における不審者に関する情報の把握も不可欠です。情報の収集・整理・確認、そして伝達を円滑に行うため、不審者情報の収集・整理、不審者侵入時の迅速な連絡・通報、日頃からの教職員間、学校と子ども、学校と家庭、学校と教育委員会、学校と関係機関、PTA、地域住民などの連絡のための体制を整備することが求められます。

(4) 不審者侵入時に即応できる体制づくり

事件・事故の発生を極力未然に防ぐため、事前の危機管理について、万全を期すことが求められていますが、万が一学校に不審者が侵入するなどの緊急事態が発生した場合に、子どもや教職員、来校者等の学校内にいる人々の安全を守ることができる体制の整備が必要です。

(5) 学校における登下校時の安全対策

登下校時における安全確保は、通学路による登下校の徹底、通学路の要注意箇所の把握を行います。例えば、通学路の要注意箇所のマップを作成したり、それらの情報を見童生徒に周知したりします。

また、地域の関係機関等との連携を図り、「子ども110番の家」等の登下校時の緊急の際の避難場所を見童生徒に周知したり、登下校時の緊急の際の対処法の指導などについて検討したりして、必要な対策を実施します。

不審者情報がある場合、警察のパトロール等の実施など関係機関との速やかな連携、緊急時の登下校の方法についての対応方針の策定、保護者やPTA等による学校安全ボランティアの学校内外の巡回等の実施協力体制の整備などについて検討し、必要な対策を実施します。

(6) 地域と連携した体制づくり

子どもの安全を確保するためには、日頃から、子どもへの声かけや不審者情報の提供、校内外の巡視などを進めるため、教育委員会のもとより、保護者等や地域の関係機関等、「子ども110番の家」などとの連携を図る必要があります。学校だけでは、不審者から子どもを守ることはできません。学校を中心に、家庭、地域、関係機関等が一体となり、それぞれの役割を果たすとともに、お互いに協力し合うことにより、大きな成果を上げることができます。



(7) 学校安全委員会と学校ボランティアによる体制づくり

学校や子どもが危険にさらされている近年、地域ぐるみの学校安全の取組が必要不可欠です。地域ぐるみの学校安全体制の構築に努めるため、学校の運営組織の中に学校安全委員会等を位置付け、学校安全ボランティアと連携を図ることが必要です。

ア 学校安全委員会

学校運営組織に位置づけ、学校安全の充実を図るため、家庭や地域社会と連携し、児童生徒の安全に関する諸問題について協議する組織です。

【組織の構成例】

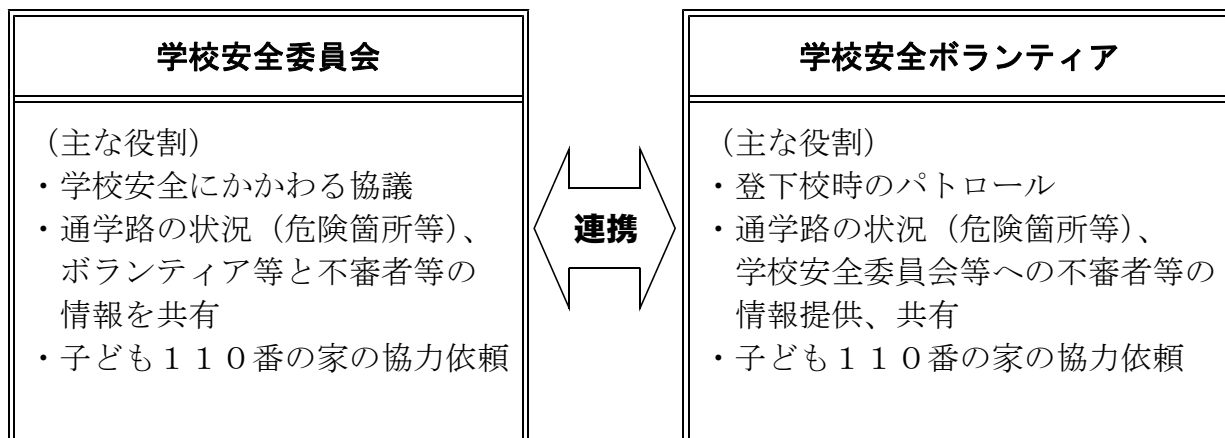
市町村教育委員会、学校、関係機関（警察、消防署等）PTA、自治会、町内会、地区防犯協会、青少年団体の関係者、学識経験者等

イ 学校安全ボランティア

校区内の学校と連携し、児童生徒の安全確保を図るため、地域住民等が校区内を巡回などするボランティアによる組織です。

【組織の構成例】

校区内PTA、自治会、町内会、地区防犯協会、青少年団体の関係者等のボランティア



【学校安全委員会の組織構成例】

学校安全委員会は、学校と家庭、地域社会が連携して、子どもの安全に係わる問題の解決を推進していくものです。組織づくりのポイントは、それぞれの学校の実情に応じ、どのように問題を解決したいのか明確にし、その上で構成メンバーを考える必要があります。（固定的な観念にとらわれず、機能を重視し、問題解決に活用できる組織を目指す。）

学校安全委員会	学校代表	校長、教頭、保健主事、生活指導主事（主任）等
	保護者代表	P T A役員、各学年委員長、各学年保健委員 等
	関係機関代表	地区防犯協会、青少年団体の関係者、学校安全ボランティア 等
	指導助言	警察署、学識経験者、学校医 教育委員会 等
	地域の人々	自治会、町内会、商店、企業 等

※「学校安全推進の手引」（平成18年3月 子ども安全サポート推進委員会・青森県）



第12章 近年の新たな問題への対応

近年、児童虐待が後を絶たず、医療的ケアが必要となるような困難な事例や、最悪の場合、死に至るような事例が増えているなど、深刻な社会問題となっています。

また、インターネットや携帯電話等の普及に伴い、児童生徒の情報収集能力が向上する一方で、有害情報へ容易にアクセスすることが可能となり、インターネットや携帯電話等の利用をめぐってのトラブルが多発しています。

1 児童虐待への対応

児童虐待は、子どもの心身を傷つけ、時には、その小さく尊い命さえも奪ってしまうという、子どもたちの基本的な人権に対する重大な侵害であるだけでなく、その後の健やかな成長や人格形成等に深刻な影響を与えます。

また、児童虐待は、その虐待によるストレスが、反社会的な行動として歪んだ形で表出することがあったり、被虐待児童が保護者になった時に、自分の子どもを虐待するなどのいわゆる「虐待の連鎖」として引き継がれることも問題として指摘されています。

こうしたことから、児童虐待は、絶対に許されるものではなく、学校においてもその防止、早期発見に向けて取り組まなければなりません。

(1) 児童虐待とは

児童虐待の防止等に関する法律第二条において、「保護者がその監護する児童に対して行う、次にあげる行為のことをいう」と定義されています。

ア 身体的虐待

児童の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること。

イ 性的虐待

児童にわいせつな行為をすること又は児童をしてわいせつな行為をさせること。

ウ 保護者の怠慢又は拒否（ネグレクト）

児童の心身の正常な発達を妨げるような著しい減食又は長時間の放置、保護者以外の同居人による虐待と同様の行為の放置その他の保護者としての監護を著しく怠ること。

また、保護者以外の同居人による身体的虐待、精神的虐待及び性的虐待を放置することも保護者のネグレクトに含まれるとされています。

エ 心理的虐待

児童に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応、児童が同居する家庭における配偶者に対する暴力その他の児童に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。

(2) 通告対象と通告義務

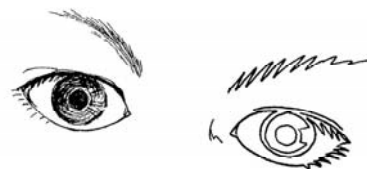
被虐待児童の早期発見を図るため、平成16年の法改正において、通告対象が「児童虐待を受けた児童」から「児童虐待を受けたと思われる児童」に拡大され、発見者が主観的に「児童虐待があったであろう」と思った場合であっても、通告義務が生じることとなっています。

通告にあたっては、直接、福祉事務所もしくは児童相談所、または児童委員を介して福祉事務所もしくは児童相談所に通告しなければならないこととなっています。

(3) 児童虐待防止に関する学校の役割

学校は、昼間、子どもたちが家庭から離れて集団で学び、生活する場であることから、学校の教職員は、児童虐待を発見しやすい立場であることを自覚し、次のように児童虐待の早期発見に努めなければならないこととなっています。

- ア 早期発見のための努力義務。
- イ 発見者は、速やかに関係機関へ通告しなければならない義務。
- ウ 非虐待児童生徒への適切な保護。
- エ 関係機関との連携強化。
- など



(4) 児童虐待に向けた対応

ア 学校の対応

① 児童虐待防止に向けた校内体制づくり

生徒指導部を中心として保健部や教育相談部などが連携し、各関係者の役割分担を明確にしながら、虐待防止及び早期発見に向けた各学年主任や学級担任が一致協力して取組む校内体制をつくる必要があります。

② 教職員の意識の啓発

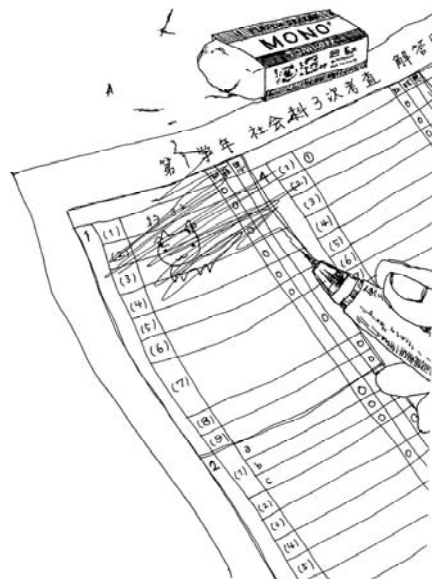
全体の共通理解を図るため、次のような教員研修を実施することが大切です。

- ・法の趣旨と学校の責務及び役割。
- ・早期発見に向けた子どもたちの状態の見取り方。
- ・通告の方法。
- ・通告後の継続的な指導の在り方。

③ 関係機関との連絡体制の整備

日頃から、福祉事務所や児童相談所と学校が児童虐待に関しての相談や通告が円滑に行えるよう連絡体制を整備するとともに、連携した対応がとれるよう配慮することが必要です。

また、学校を長期間にわたって欠席している子どもたちの中には、虐待を受けている場合も考えられることから、長期間にわたって欠席している子どもの安否が確認できない場合には、児童相談所や警察等と連携しながら家庭訪問などの措置を講ずることが必要です。



イ 教育委員会による学校への支援

① 教職員への研修

虐待防止関連の研修を実施する際には、各校の管理職及び虐待対応の中核となる担当者、教育委員会関係者など、職制や経験年数に応じた内容を検討することが重要です。

また、虐待の発見については学校種別による差も認められることから、子どもの年齢に即した研修内容や幼・小・中・高校間の情報交換や引き継ぎを想定した研修などが必要で

② 関係機関等との連携による支援体制の整備

学校だけでの対応では限界があることから、学校への指導・助言、児童相談所をはじめとした関係機関等との連携及び連絡・調整の橋渡し、指導資料等の作成・配布、地域への協力の呼びかけなどにより、支援体制を整備しなければなりません。

2 児童虐待とドメスティックバイオレンス（DV）

児童虐待とDVに関しては密接な関係があることから、学校は場合によって、児童虐待と同じように対応する必要があります。

(1) ドメスティックバイオレンス（DV）とは

「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」第1条に「配偶者からの身体に対する暴力又はこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動をいう。」と定義されています。

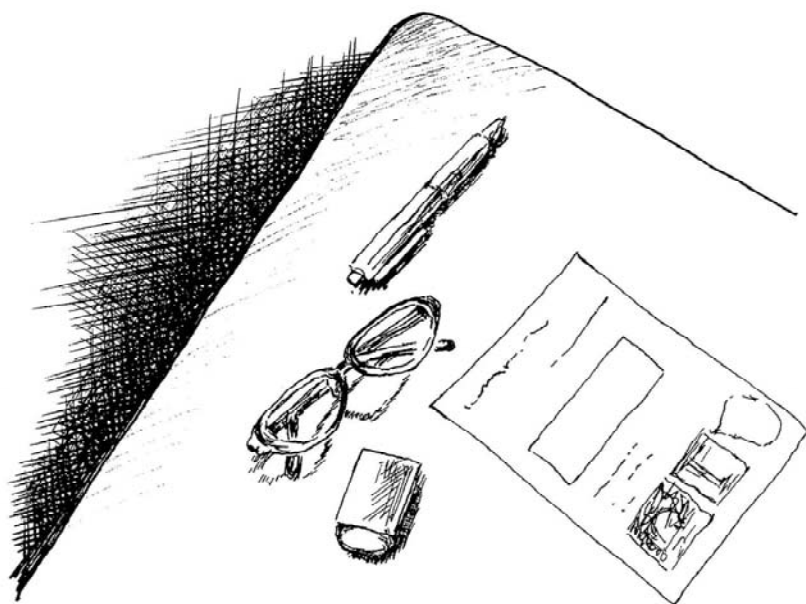
また、配偶者から身体に対する暴力等を受けた後に、その者が離婚し、又はその婚姻が取り消された場合にあつては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力等も含むことになっています。

(2) 通告について

「配偶者から暴力を受けている者を発見した者は、その旨を配偶者暴力相談センター又は警察官に通報するよう努めなければならない。」という努力義務が定められています。

(3) 児童虐待とドメスティックバイオレンス（DV）との関連

平成16年の法改正により、同居人による虐待や子どもの目の前でのドメスティック・バイオレンスのような子どもへの被害が間接的なものについても、それが子どもに著しい心理的外傷を与えるものであれば、児童虐待に含まれることが明記されています。



3 インターネットや携帯電話等の使用についての対応

インターネットや携帯電話の急速な普及にともなって、これを利用する児童生徒が事件やトラブルに巻き込まれたり、問題行動を起こしたりするなど、社会問題の一つとなっています。特に、携帯電話は今や、様々な世界とつながることのできる手軽な情報端末機器となっています。

インターネットや携帯電話については、児童生徒を被害者・加害者にしないために、正しい使い方とともに、そこに潜む危険性についても指導し、適切に利用しようとする態度を養うことが大切です。

(1) 児童生徒の利用状況

ア インターネット利用の年齢別人口普及率

(総務省「平成16年通信利用動向調査」より)

[6～12歳：62.8% 13～19歳：90.7%]

イ 携帯電話の所持率

(警視庁「平成16年青少年の意識・行動と携帯電話に関する調査研究」より)

[小学生：15.0% 中学生：58.0% 高校生：91.6%]

(2) 児童生徒にもたらす問題点

ア 違法・有害情報の氾濫

様々なサイトを容易に閲覧できるため、次のような違法・有害情報を入手することができる状況にあります。

[出会い系 アダルト 自殺誘引 薬物・毒物販売 残虐映像]

イ 被害者にも加害者にもなること

違法・有害情報には、児童生徒を問題行動や犯罪に誘う情報が含まれており、児童生徒がそれらの情報に容易に接したり、見知らぬ不特定多数の人と結びついたりすることで、大きな影響を受けて、逸脱行動や犯罪に走る危険性があります。

また、大人の側が児童生徒を対象にした犯罪を仕掛けることにより、極めて深刻な被害に遭っている例もみられています。

さらに、モラルやマナーを守らない児童生徒のメール等が、他者を傷つけたり、トラブルを引き起こしたりする原因になっています。個人情報や漏れて瞬時に配信されるなど、被害が拡大・深刻化するケースもみられています。

ウ 児童生徒の健やかな成長への影響

過度の使用による弊害として、ネット中毒やメール依存の問題があげられています。

また、夜間の使用により生活が不規則になったり、子ども本来の遊びや会話などの実体験を通じた人間関係が希薄になったりする等の指摘もあります。

これらのことが、児童生徒の耐性を弱め、衝動を抑えられない傾向にあるとの見方もあります。



(3) 児童生徒に対する指導と対応

ア 児童生徒への指導

児童生徒への指導にあたっては、発達段階に応じて、教育活動全体を通してすすめることが大切です。また、教師の側が一方的に指導してだけでなく、児童生徒が話し合ったり、考えを深め合ったりする場を設けながら、利用する者としての自覚や責任を理解させていきたいものです。

インターネットや携帯電話は、匿名性や覆面性を持ち、罪悪感を感じにくい面があることから、指導する際には、「実社会において犯罪とされたり、批判を受けたりすることは、これらを利用する場合においても同じである」という明確なメッセージを伝えていくことが重要です。

ーポイントー

- ①不審な情報などはもとより、興味本位で様々な情報に安易に触れることの危険性を理解させる。
- ②自分や他人の個人情報の扱いに十分注意させるとともに、著作権や肖像権の基本的な内容についても理解させる。
- ③情報の取り扱い方によって、他者を傷つける危うさや怖さがあることを理解させ、情報の受け手である他者の存在や立場を考えさせる。
- ④事件やトラブルに巻き込まれたり、困ったことが起きたりした場合は、家族や教員、関係機関等に相談し、決して一人で悩んだり対処しようとしたりすることがないようにさせる。

イ 家庭との連携

インターネットや携帯電話に関する指導については、家庭と学校が連携した取組みが求められます。保護者の側が、子どもの利用実態や危険性について十分認識していなかったり、不安を抱えていたりする場合もみられるので、適切に利用していくための留意事項や問題点等について情報を共有していくことが不可欠です。

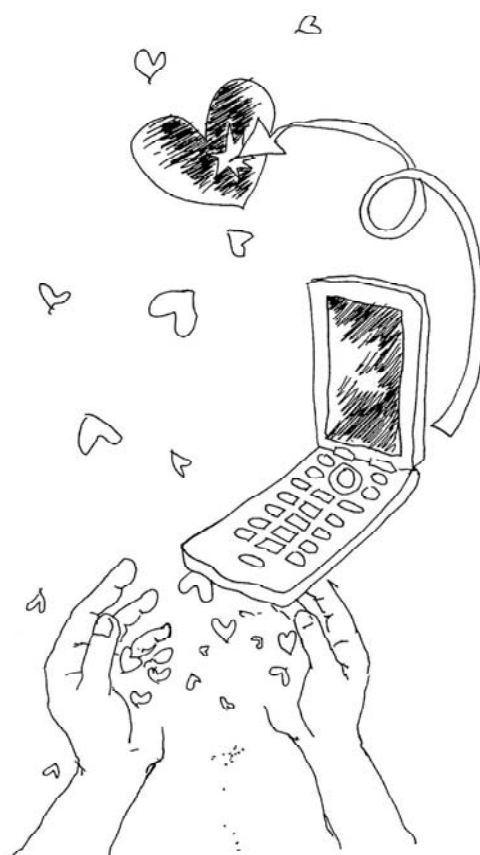
ーポイントー

- ①パソコンや携帯電話の購入・使用に際しては、その必要性も含め、利用方法や使用料などについて、家庭内での約束事等を決めてもらう。
- ②身に付けて欲しいマナーやモラル、フィルタリングの活用や相談窓口等について情報提供し、家庭の意見や悩みも取り入れながら指導に活かす。
- ③インターネットや携帯電話の利用により、生活が不規則になったり、友人関係に変化が見られたりする場合には、家庭と協力しながら対応する。

ウ 学校の取組み

情報モラルの指導については、生徒指導の充実とともに、各教科・道徳教育・特別活動との関連を図りながら、学校全体で計画的に取り組むこと、また、問題が起こった場合の対応や学校体制について、整備・確認しておくことが重要です。

さらには、情報技術の変化や進歩は著しいので、インターネット事情について、教職員も理解を深めておきたいものです。



○インターネットオークション詐欺

インターネットオークションは、自宅に居ながらオークションに参加して、欲しい品物を手に入れることができる仕組みであり、これを利用した詐欺行為のことである。

「お金を振り込んだのに品物が届かない」、「届いた品物が出品されていた商品と違う」などの被害事例がある。

○コンピュータウィルス

他人のコンピュータに勝手に入り込んで悪さをするプログラムのことである。画面表示をでたらめにしたり、無意味な単語を表示したり、保存されているファイルを破壊したりする。

ウィルスはインターネットからダウンロードしたファイルや、他人から借りたフロッピーディスクなどを通じて感染する。

○スパイウェア

スパイウェアとは、知らないうちに勝手にパソコンにインストールされてスパイ活動を行うプログラムのことである。スパイ活動とは、パソコン内に存在する情報や操作に関する情報を、許可無しに第三者に送信することをいう。

情報の例としては、メールアドレス・名前・住所などの個人情報やクレジットカード・パスワードなどの秘密情報がある。

○スパムメール

知らない相手から一方的に送られてくるダイレクトメールで、いわゆる迷惑メールのことである。そのほとんどの内容は、アダルトサイトか出会い系であり、他に副業や一獲千金を誘うもの、マルチ商法、在宅商法などがある。

○チェーンメール（テマメール）

「不幸の手紙」の電子メール版のことで、メールの受信者を不安にさせたり、期待させたりする内容が記載された嘘のメールである。そのメールの内容を信じこんで、他人にメールを転送してしまったり、メールで指示された通りの行動をとったりして、被害がどんどん広がるとともに、被害者が意識しないまま、加害者になってしまう恐さがある。

○出会い系サイト規制法

出会い系サイトを利用して、18歳未満の子どもに対して性的な関係の相手となるように誘うことや、お金を示して交際の相手となってくれるよう誘うことを処罰する法律。

子どもが誘った場合も処罰の対象となり、中学生が検挙されたことがある。

○ハッカー

本来は、コンピュータに関して深い技術的知識を持って、高度なソフトウェアを創造する人々のことを指している尊称であったが、現在では一般に、不正アクセスを行う者をいう。

○フィッシング行為

実在する企業の名をかたったメールを送りつけ、にせのホームページにアクセスさせて、IDやパスワードなどの個人情報をだましとる詐欺行為のこと。

このようなメールを受け取った場合は、指示通り入力せずに企業の正式な窓口を確認するとよい。

○フィルタリング

インターネット上で公開されている情報について、有害情報など、ある条件と一致する情報を遮断することにより、パソコンなどの画面に表示させない機能のこと。このような機能を持つソフトウェアのことをフィルタリングソフトと呼ぶ。

市販のフィルタリングソフトやプロバイダによるフィルタリングサービスがあり、その方法等については、販売店やプロバイダに問い合わせるとよい。

また、財団法人インターネット協会のホームページでも紹介されている。

(<http://www.iajapan.org/rating/nihongo.html>) 携帯電話についても、有害サイトアクセス制限サービスがある。

なお、「インターネット上の有害情報からの青少年の保護」については、平成19年4月1日に改正された「青森県青少年健全育成条例」において、保護者・学校・販売業者・インターネット事業者の努力義務として規定されている。

○不正アクセス禁止法

他人のID・パスワードを無断で使ってホームページなどにアクセスすることを犯罪として処罰する法律。例えば、ゲームのアイテム欲しさに、他人のIDを勝手に使ってゲームサイトにアクセスした中学生・高校生が検挙されたことがある。

○ワンクリック詐欺

メールで届いたアダルトサイト等のURLにアクセスして、「入場」や画像のサムネイル（縮小画像）等をクリックしただけで勝手に自動登録されて入会金が発生してしまうものである。

「入場」等をクリックして飛んだ先のページには「登録完了しました。入会金は3万円になります。3日以内に下記口座までお支払いください」などと書いてあり、さらには「支払い確認ができない場合、自宅や会社等に直接請求することになります」などと脅し文が書いてある。

生徒指導推進要綱

青森県教育委員会

I 趣 旨

各学校においては、すべての児童生徒のよりよき発達を旨とするとともに、一人一人の児童生徒が、明るく充実した学校生活を送ることができるよう、生徒指導の推進に努める必要がある。

本要綱は、各学校が具体的に推進すべき事項とその内容を示し、生徒指導の一層の充実を図るものである。

II 推 進 事 項

- 1 生徒指導体制を確立し、全教職員が協同して指導すること。
- 2 共感的な児童生徒理解に努め指導すること。
- 3 一人一人の児童生徒が充実感や存在感を持てるよう、指導の工夫に努めること。
- 4 家庭や地域社会及び関係機関・団体等との連絡を密にし、協力を得て指導すること。

III 推 進 内 容

1 推進事項1について

- (1) 指導方針や実践すべき内容を明確にして、共通理解を図り、全教職員が協力し合い指導に当たること。
- (2) 学級（ホームルーム）、学年、生徒指導部等でそれぞれ実践すべき指導内容や方法を確認し合い指導に当たること。
- (3) 生徒指導に関する校内研修を計画的、継続的に実施し、指導力の向上に努めること。

2 推進事項2について

- (1) 一人一人の児童生徒の置かれている状況や心情を、児童生徒の立場に立って理解するよう努めること。
- (2) 一人一人の児童生徒を他の教職員の協力を得ながら、多面的、総合的に理解するよう努めること。
- (3) 上記の児童生徒理解に基づいて、一人一人の児童生徒の個に応じた指導に努めること。

3 推進事項3について

- (1) 一人一人の児童生徒が学ぶ喜びや成就感を味わえるよう、授業の充実に努めること。
- (2) 一人一人の児童生徒にとって、心のよりどころとなる好ましい人間関係に支えられた学級（ホームルーム）づくりに努めること。
- (3) 児童生徒理解が自主的によりよい学校生活を築いていけるよう、児童会・生徒会活動等の充実に努めること。
- (4) 自然との触れ合いや勤労及び奉仕等の体験的な活動を充実させるよう努めること。

4 推進事項4について

- (1) 学校の指導方針や保護者の考え方などについて、学校と家庭が相互の理解を一層深めるよう努めること。
- (2) 地域の文化活動やスポーツ活動等の諸活動に参加させるなど、地域社会との連携を密にするよう努めること。
- (3) 関係機関・団体等との連携を深め、健全育成などについて望ましい協力関係を築くよう努めること。

IV 推進状況の確認と報告

- 1 校長は生徒指導の推進状況を定期的に確かめながら、指導の改善・充実に努めること。
- 2 学校と県教育委員会及び市町村教育委員会との連携を密にし、生徒指導の充実を図るため、県立学校長にあつては県教育委員会教育長に、市町村立小・中学校長にあつては市町村教育委員会を通して所轄教育事務所に、別に示すところにより、各学期末に児童生徒の指導状況報告書、年度末に生徒指導推進状況報告書を提出すること。

参考文献等

- | | |
|--------------------------|--------------|
| 中学校特別活動指導資料 指導の改善と評価の工夫 | 文部科学省 |
| 出席停止制度の運用の在り方について(通知) | 文部科学省 |
| 『生徒指導体制の在り方についての調査研究』報告書 | 国立教育政策研究所 |
| ー規範意識の醸成を目指してー | |
| 学校の「抱え込み」から拓かれた「連携」へ | 少年の問題行動等に関する |
| ー問題行動への新たな対応ー | 調査研究協力者会議 |
| 生徒指導必携 | 青森県教育委員会 |
| 初任者研修の手引き (小・中学校編) | 青森県教育委員会 |
| 中学校 総合的な学習 新構想プラン集 | 教育出版 |
| 教職研修総合特集 新生徒指導読本 | 教育開発研究所 |
| 総合的な学習の実践事例と解説 (1) | 第一法規 |
| 小・中学校生徒指導ハンドブック | 第一法規 |
| ーネットワークづくりと生徒指導ー | |
| 生徒指導必携 | 第一法規 |
| 新しい生徒指導への経営戦略 | 教職研修 |

作成委員一覧

十和田市立三本木小学校	教諭	泉 隆知
板柳町立板柳中学校	教諭	石田 陽一
弘前市立第一中学校	教諭	白戸 年人
青森市立新城中学校	教諭	高屋 美穂 (イラスト等担当)
八戸市立下長中学校	教諭	小林 留美子 (イラスト等担当)
県立青森南高等学校	教諭	宮本 忍
県立五所川原農林高等学校	教諭	豊嶋 弘文
東青教育事務所	指導主事	伊藤 隆
西北教育事務所	指導主事	吉田 英人
中南教育事務所	指導主事	竹内 徹
上北教育事務所	指導主事	出河 隆儀
下北教育事務所	指導主事	成田 浩之
三八教育事務所	指導主事	澤田 尚
青森県総合学校教育センター	指導主事	村上 昌隆
青森県教育庁スポーツ健康課	指導主事	三上 雅也
青森県教育庁県立学校課	指導主事	若林 直史
青森県教育庁県立学校課	指導主事	川口 晃世
青森県教育庁義務教育課	指導主事	船木 直人
	指導主事	藤澤 均